

平成 29 年度
自 己 点 検 評 価 書

平成 29 (2017) 年 6 月
作陽音楽短期大学

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学生	12
基準 3 教育課程	28
基準 4 教員・職員	37
基準 5 経営・管理と財務	45
基準 6 内部質保証	52

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人作陽学園（以下、本学園）の建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、「慈悲と智慧」と「以和為貴」（和をもって貴しとなす）、「以礼為本」（礼をもって本となす）の精神を具えた清浄で円満な人格の持ち主の育成を目指している。

本学園が学是として掲げる「念願は人格を決定す 継続は力なり」という教育理念は、「慈悲と智慧」「和と礼」を身に付けた立派な人間になることへの他者からの願いに気づき、一途にそれに応え続けていく姿勢からその人の本当の人格が生まれる、という認識に基づいている。

創立者の松田藤子は、若くして尾道女学校の教頭をしていたが、母の影響を受け仏教に信仰の篤い人であった。学校に勤めるかたわら、住岡夜晃につき大乘仏教の教義を学んでいた。同時に、わが国の学校教育が教師の技術と知識の伝授に偏り、心の教育が軽んじられる傾向にあることを憂っていた。創立者は、人生の意義を教え永い人生をいかなる境遇にあっても、強く、正しく、明るく生きぬく力を与え、感謝とよろこびの人生に導くのは仏教であると悟り、若い学生にとって仏教を通じた心豊かな人間形成が最も大切なことと考えた。そこで、建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」とした学校設立を決断し、大乘仏教に基づいた「念願は人格を決定す 継続は力なり」のことばを学是に掲げて、津山女子高等技芸学院を、昭和5(1930)年4月岡山県津山市に設立した。

創立者の「み仏の教えは心の糧であり、真の人間形成の指針となるものである。真理を求めて、永遠の幸福とは何かを尋ね、人生生活を、強く、正しく、明るく生き抜き、逆境の中にも恩寵を見出し、無碍の一道と、喜びと感謝に満ちた人生は、若い日に聖賢の教えを聞くことにより実現できる」との強い信念から、作陽学園は宗教的情操教育を行うことを目的に創立されたものである。

2. 使命・目的

本学の使命・目的については、作陽音楽短期大学学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

（作陽音楽短期大学学則 第1章総則第2条）

教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、次のとおり目的を定める。

本学は、大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究して、心豊かに生きいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。

建学の精神を基とした本学の使命については、平成18(2006)年3月に上記の学則の内容を簡潔にしかも分かりやすく「菩薩道を歩むプロの養成」と表現することとし、学校法人作陽学園寄附行為細則第2章第5条に明文化した。

「菩薩道を歩むプロ」とは、学是を具現化した姿であり、自己の人格を磨き、他者への思いやり、献身、布施ができる「心豊かにいきいきと生きる職業人」を意味している。

3. 本学の個性・特色等

本学園の建学の精神は「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、人間教育と同時に、優れた知識と技能を有する職業人を養成する専門教育を担うことが求められている。

本学の個性・特色の第一は、建学の精神に基づいた人間教育である。

建学の精神である「大乘仏教に基づく豊かな人間性の涵養」の理解については、「アセンブリー・アワーⅠ・Ⅱ」「宗教Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の必修科目で講義を行うとともに、入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における学長挨拶においても、建学の精神への理解が得られるように努めている。

さらに「アセンブリー・アワーⅠ・Ⅱ」における月に一度の月例集会、ならびに年に一度の創立者と物故された教職員の追悼のための音楽法要「報謝の集い」を開催して厳粛なセレモニーを行い、参会者が「生かされている」ということへの感謝と畏敬の念を共有することとを企図し、学生にとって授業以外にも建学の精神の理解を一層深める機会としている。

また、これまで「宗教Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の授業だけでは建学の精神を十分理解しないまま卒業する学生がいたことから、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、「挨拶」「掃除」「合掌」を日頃の実践目標とし、「自利利他」を心がけ、明るく、元気にいきいきと生きる菩薩道の実践に務めることを具体的に指導している。

教職員に対しては、「新入教職員研修会」「FD(Faculty Development)&SD(Staff Development)全教職員会議」ならびに建学の精神にかかる冊子（以下「建学の精神にかえる」という）の作成により理念の共有化を図っている。

本学の個性・特色の第二は、特色ある専門教育である。

本学は、併設のくらしき作陽大学（以下「併設大学」）と密接に連携して、充実した指導陣による個人レッスンなどの実技指導をはじめとして、専攻制に基づく音楽、幼児教育に関する多様で高度な専門教育によって、多くの演奏家や音楽教育者、保育者を育て、音楽と幼児教育を通じて地域と連携し文化、教育の向上に貢献してきた。

特に音楽教育に関しては、世界的な音楽家を招聘しての特別講座および実技指導の実施や、モスクワ音楽院をはじめとするロシアやイタリア、中国など海外の大学との連携による教育研究に関する研鑽を通じて質の高い教育研究を学生や地域に提供してきており、これは本学園の音楽教育の長い歴史に裏打ちされた伝統的特色といえる。

本学の個性・特色の第三は、教育研究機能を活かした地域貢献にある。本学を含め、本学園を構成する併設大学の音楽学部、食文化学部、子ども教育学部等の専門分野は、いずれも人間生活を送る上で大切な分野といえ、これまでそれぞれの専門分野の教育研究を生かしながら、大学が立地している倉敷市を中心に、地域と密着した社会貢献活動を行ってきた。

具体的には、本学では演奏芸術センターを設置し、学内外で年間100回を超える演奏会を行っている。特に県内では唯一の音楽学科を有する短期大学として、併設大学音楽学部と協力して、倉敷市主催で毎年3月に開催される倉敷音楽祭への協力や、倉敷美観地区で毎週開催される「倉敷館コンサート」への学生・教員・卒業生の出演、地域の学校や各種団体からの依頼を受けての出張演奏、各種音楽団体の指導、地域で開催される各種コンクールの審査等々、音楽を通して多様な地域貢献を続けてきた。また、充実し

た音楽に関する施設・設備は地域住民からの貸し出しの要望も多く、こうした要望にも対応している。

併設大学食文化学部では、地域の食文化振興に貢献するために、市民対象の郷土の食文化を見直す公開講座や栄養改善指導、ならびに地域からの要請に応えた商品開発等を行っている。とりわけ商品開発交流研究センターでは、地場産品を活用する商品開発に向けた研究会の開催や、各種技術相談への対応や産学共同による食品の開発、ならびに地域開催行事の「玉島祭り」「新倉敷駅前フェスタ」「高梁川マルシェ」などへの出店等を積極的に行ってきた実績がある。

また、併設大学子ども教育学部は、子ども教育研究センターを設置するとともに、子ども教育や特別支援、子育て支援に関する地域の教育委員会や学校での各種研修・教育相談・講演会、学部附属児童文化部「ぱれっと」による人形劇の出張公演、地域開催行事へのボランティア参加を行っている。また平成 24(2012)年度からは倉敷市の委託事業である子育て支援のための拠点「どんぐりっこ」を開設している。このように子ども教育や子育て支援の地域ネットワークづくりと、特別支援教育に関する実践研究の成果を地域貢献に生かしてきた。

このような附属センターの教育研究の特色を生かした地域貢献活動に加えて、学園内に「作陽キッズキャンパス実行委員会」を組織し、全学的な行事として、倉敷市玉島地区を中心とした子どもと保護者のための「さくようキッズキャンパス」事業なども開催している。これらの地域貢献事業は、教育研究成果の地域への還元というだけでなく、本学園の使命である菩薩道の実践ともいえる。

以上、本学園の個性・特色は、建学の精神を生かした人間教育と、特色ある専門教育、ならびに教育研究成果の地域への還元と使命である菩薩道の実践である地域貢献の 3 点である。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学園は、昭和 5(1916)年 4 月に岡山県津山市に津山女子高等技芸学院の名称で創立したことに始まり、教育は松田藤子が、経営は夫の松田信夫が責任を持ってあたった。

第二次大戦後、全国に実学を中心とした修学年限 2 年の短期大学が昭和 25(1950)年頃から創立されはじめたが、本学園は、昭和 26(1951)年に岡山県では最初の短期大学として家庭科を設立した。

昭和 41(1966)年 4 月には、4 年制の作陽学園大学が音楽学部のみ単科大学として創立され、その後作陽音楽大学に改称し発展してきた。平成 8(1996)年 4 月に、倉敷市の誘致により現在の倉敷市玉島地区に移転し、くらしき作陽大学に改称するとともに、食文化学部を設置した。平成 20(2008)年 4 月には、子ども教育学部を新たに設置し、現在、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の 3 学部の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。さらに平成 22(2010)年 4 月には、大学院音楽研究科を設置し、平成 25(2013)年 4 月くらしき作陽大学附属幼稚園を設置(平成 27(2015)年 3 月廃止)し、平成 27(2015)年 4 月くらしき作陽大学附属認定こども園(幼保連携型認定こども園)へと移行した。

本学園の一翼である作陽音楽短期大学は、平成 21(2009)年に「作陽短期大学」から名称変更し、現在は音楽学科のみの単科短期大学となったが、過去に家政学科、幼児教育

作陽音楽短期大学

学科、情報処理学科を設置した経緯があり、上述の音楽学部、食文化学部、子ども教育学部は本学が培ってきた教育実績を基盤としている。

現在、西日本唯一の私立音楽単科短期大学として、凝縮された2年間の教養教育と専門教育を提供し、平成27(2015)年4月には音楽学科を音楽専攻と幼児教育専攻に分離したことにより、併設大学の音楽学部、子ども教育学部との強い関係を活かした教育を行っている。また、多様な演奏会や子ども達とふれあうボランティア活動を通じて、地域密着型の短期大学を目指している。

<本学園の沿革>

昭和 5(1930)年	4月	津山女子高等技芸学院を津山市南新座に創立
昭和 11(1936)年	3月	文部大臣認定の甲種中等学校に昇格
昭和 19(1944)年	4月	岡山県作陽女子商業学校と改称
昭和 21(1946)年	3月	財団法人設立認可
昭和 22(1947)年	4月	岡山県作陽中学校設置
昭和 23(1948)年	4月	岡山県作陽女子高等学校と改称
昭和 25(1950)年	12月	学校法人作陽学園設立
昭和 26(1951)年	4月	岡山県作陽中学校募集停止
昭和 26(1951)年	4月	作陽短期大学設立
昭和 38(1963)年	4月	岡山県作陽女子高等学校を岡山県作陽高等学校に改称
昭和 41(1966)年	4月	作陽学園大学設立
昭和 43(1968)年	4月	作陽学園大学を作陽音楽大学に改称
昭和 50(1975)年	4月	作陽音楽大学音楽学部を教育音楽学科教育音楽専攻、幼児教育専攻増設
昭和 62(1988)年	4月	作陽短期大学に情報処理学科設置
平成 8(1996)年	4月	作陽音楽大学・作陽短期大学音楽科を倉敷へ移転
平成 9(1997)年	4月	作陽音楽大学をくらしき作陽大学に改称
平成 9(1997)年	4月	くらしき作陽大学に食文化学部設置
平成 11(1999)年	3月	作陽短期大学家政学科、幼児教育学科廃止
平成 11(1999)年	6月	チャイコフスキー記念ロシア国立モスクワ音楽院と芸術文化交流協定の締結
平成 14(2002)年	4月	くらしき作陽大学食文化学部をフードシステム学科、栄養学科増設
平成 15(2003)年	9月	作陽短期大学情報処理学科廃止
平成 20(2008)年	4月	くらしき作陽大学に子ども教育学部設置
平成 21(2009)年	4月	くらしき作陽大学食文化学部食生活学科を現代食文化学科に改称
平成 21(2009)年	4月	くらしき作陽大学食文化学部フードシステム学科を食産業学科に改称
平成 21(2009)年	4月	作陽短期大学音楽科を作陽音楽短期大学音楽学科に改称
平成 22(2010)年	4月	くらしき作陽大学に大学院音楽研究科設置
平成 25(2013)年	4月	くらしき作陽大学音楽学部音楽教育学科の募集停止

作陽音楽短期大学

平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学音楽学部音楽学科の定員変更
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学子ども教育学部子ども教育学科の定員変更
平成 25(2013)年	4 月	くらしき作陽大学附属幼稚園を設置
平成 26(2014)年	3 月	くらしき作陽大学食文化学部食産業学科廃止
平成 27(2015)年	3 月	くらしき作陽大学附属幼稚園廃止
平成 27(2015)年	4 月	くらしき作陽大学附属認定こども園を設置
平成 27(2015)年	4 月	作陽音楽短期大学音楽学科を音楽専攻と幼児教育専攻に分離
平成 29(2017)年	3 月	くらしき作陽大学音楽専攻科廃止

2. 本学の現況

- ・ 短期大学名 作陽音楽短期大学
- ・ 所在地 〒710-0292 岡山県倉敷市玉島長尾 3524
- ・ 学部構成 音楽学科
- ・ 学生数、教員数、職員数 (平成 29(2017)年 5 月 1 日現在)

1) 学生数

学年	音楽学科		
	男	女	計
1 年	5	58	63
2 年	9	47	56
計	14	105	119

2) 教員数

	音楽学科		
	男	女	計
教授	5	1	6
准教授	2	1	3
講師	2	1	3
助教	1	0	1
計	10	3	13

3) 職員数

職名	男	女	計
正職員	3	1	4
嘱託職員	1	1	2
臨時職員他	1	0	1
計	5	2	7

※法人所属の職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人作陽学園は、学校法人作陽学園寄附行為細則第 2 章第 2 条において、建学の精神を「大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」ことを明記している。

また、作陽音楽短期大学学則第 1 章総則第 2 条に、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、次のとおり目的を定めている。

「本学は、大乘仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究して、心豊かに生きいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。」と明文化している。

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神及び本学の目的を前述のとおり、学校法人作陽学園寄附行為細則及び作陽音楽短期大学学則に明記するとともに、学校法人作陽学園寄附行為細則に、こうした本学園の「学是」や「教育目的」「使命」として次のとおり簡潔に文章化して規定している。

第 3 条 設置校の学是を「念願は人格を決定す 継続は力なり」とする。

第 4 条 設置校の教育目的は、設置校の学則に定める。

第 5 条 暮らしき作陽大学、作陽音楽短期大学の使命を「菩薩道を歩むプロの養成」とする。

作陽音楽短期大学音楽学科の教育目的

音楽学科は、建学の精神に基づく人間教育のもと、音楽に関する豊かな感性と専門性をもって地域の文化や教育の向上のため心豊かに生きいきと生きる職業人を養成する。

<音楽専攻の目的>

音楽文化の教育研究を通して、音楽に関する豊かな感性と高い専門性をもつ心豊かな人材を養成する。

＜幼児教育専攻の目的＞

幼児教育と音楽文化の教育研究を通して、音楽に関する豊かな感性と専門性をもつ心豊かな保育・幼児教育に従事する人材を養成する。

以上の本学の建学の精神や学是、教育目的、使命は「大学案内」「本学ホームページ」「学生便覧」「教職員便覧」「作陽学園報」等に掲載し、周知を図っている。

また、在学生に対しては、1年生全員が集う必修科目である「アセンブリー・アワー」の月例集会をはじめとして、入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における理事長挨拶においても、建学の精神への理解が得られるように努めている。

教職員に対しては、「新入教職員研修会」「FD&SD 全教職員会議」（年3回）での講話等に加え、理事長から毎年示される建学の精神に関するテーマについて全教職員がレポートを執筆し、それを印刷・製本・配付することにより理念の共有化を図っている。

また、正門付近に学是を示す石碑を建立し、学生・教職員そして本学園を訪れる多様な人びとに広く告知・浸透させることを図っている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色としての建学の精神を生かした人間教育の内容、学科の特色ある専門教育の内容、ならびに地域貢献については、新入生に対しては、新入生オリエンテーションおよび必修科目の「アセンブリー・アワー」で詳細に説明している。また、学生便覧において、本学の教育目的として養成する人材像について明示している。

本学の使命を实践する地域貢献については、グランド・ミッションにおいて全学的に取り組む姿勢を宣言している。

本学ホームページでは、建学の精神、学是、使命・目的、学科のグランド・ミッション等が公表されている。

1-1-④ 変化への対応

本学は、平成8(1996)年4月にくらしき作陽大学（以下「併設大学」）とともに、倉敷市玉島地区に移転し、平成21(2009)年に作陽音楽短期大学に改称した。また、平成27(2015)年に作陽音楽短期大学音楽学科を音楽専攻と幼児教育専攻に分離した。併設大学は移転とともに食文化学部を設置し、平成20(2008)年4月に子ども教育学部を新設し、平成22(2010)年4月には大学院音楽研究科を設置した。

現在、本学園は、本学ならびに併設大学音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の3学部、1大学院音楽研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間、時代や社会の変化に応じて、学科編制を変えるなど様々な取組を行ってきた。特に平成27(2015)年にそれまでの音楽専攻に加え、社会や地域のニーズに応えるべく幼児教育専攻を新設し、保育者養成にも力を入れている。

さらに、本学園の大学の使命・目的の実現を目指して、学園の長期ビジョンを「西日本一の学園づくり」として、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度にかけての中期計画を策定し、①菩薩道（生き生きとした教育）に徹し、作陽学園の教職員として自己研鑽及び組織の調和と改善に努める、②学生が意欲を持って学べるよう、学生・生徒の満足度を高める、③学園財政の健全化を図る方向性を明らかにした。また、中期計画の

進捗を加速させるために、平成 27(2015)年度に経営改善計画を立案し、成果を上げた。

平成 25(2013)年には、本学の使命・目的を実現するための方策として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針を見直し、平成 29(2017)年度にさらなる改訂を行い、組織的、総合的に教学経営を進めることとした。

これらの三つの方針については、学内で共通理解するだけでなく、ホームページ等を通じて広く学外にも公表し、高等教育機関としての社会的責任を果たそうとしている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

21 世紀を迎え、高度情報化と少子化、グローバル化が進む中、世界的に経済、政治、教育、文化などに大きな変化がおこっている。このような社会においては、高い教養と、専攻学科に関する高度の知識・技能を修得させることだけでなく、本学園の特長である人間教育を中心とした教育がより重要になってくるといえる。

前述したように、これまで「宗教」の授業だけでは建学の精神の理解が十分なされないまま卒業する学生がいたことから、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、「挨拶」、「掃除」、「合掌」をさらに奨励することとしている。

また、建学の精神を一層徹底する目的で、年に一回、創立者と物故された教職員の追悼のための音楽法要（報謝の集い）を行っている。

さらに「アセンブリー・アワーⅠ・Ⅱ」の時間に月に一度開催される月例集会では、全員で合掌、礼拝し、真宗宗歌の斉唱、代表の学生が四弘誓願の音楽に合わせ献灯・献花を行う。続いて学生と教員の感話、学園長法話を行い、最後は全員で学園歌を斉唱して終わる。この月例集会の狙いは、厳粛なセレモニーを行い、参加者が生かされているという感謝と畏敬の念の一時を共有することにある。

本学園の「中期計画(平成 24(2012)年-平成 28(2016)年)」および「経営改善計画(平成 27(2015)年)」は、建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上、学生の学修力の向上を図ることが第一にあげられてきた。今後も、教員一人ひとりが建学の精神、学是、本学園の使命を深く理解し、特色ある専門的知識・技術を持ち社会に貢献できる豊かな人間性を備えた人材育成を担っていく。

本学園や本学の建学の精神や使命・目的の本質は普遍であるが、本学の専攻構成や教育目標については、社会的ニーズおよび学生の資質・能力や志向に応じて、常に改善・向上を図っている。特に、定員割れを生じている事態に対処するために、教育内容の改革・充実や広報活動の強化などを通じて現状の改善を図るべくさらに努力する。

また、本学では、安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と人件費の適正管理及び経費の効率的な配分の実施に努めてきたが、今後これらの更なる実現に向けた実践を促進する。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2 の視点》

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神を基とした本学園の使命である「菩薩道を歩むプロの養成」は、平成18(2006)年に運営会議、理事会の議を経て寄附行為細則に明文化されている。

教職員は年間3回のFD&SD全教職員会議と、毎年発行する建学の精神に関するレポートに関する冊子を通じて、本学園及び本学の建学の精神や使命・目的についての理解を深めている。この冊子は、毎年、理事長から建学の精神の理解を促進するためのテーマが示され、教職員はそのテーマについてレポートを提出し、これを製本した「建学の精神にかえる」が毎年全教職員に配布されている。

1-2-② 学内外への周知

受験生・保護者ならびに一般社会には、「大学案内」「本学ホームページ」「作陽学園報」等を通して周知を図っている。在学生には「学生便覧」等を配布し、「アセンブリー・アワー I・II」「宗教 I・II・III・IV」などの必修科目の授業および「アセンブリー・アワー I・II」で使用するテキストである「まはーやーな」等で周知を図っている。

正門には学是「念願は人格を決定す 継続は力なり」を刻した石碑を設置しており、学生はこの学是を確認しながら通学している。また、「アセンブリー・アワー I・II」では、毎月1度、学長の法話があり、年に1度の学園行事として催される「報謝の集い」では、学園創立者と物故された教職員に報謝の念が捧げられる。これらの法話や追悼式を通じて、学生は感謝と畏敬の念を共有するとともに、建学の精神の理解を深めている。

教職員には「教職員便覧」を配布し、採用時には創立者の伝記である「法灯永久に輝かん」を配布して、建学の精神の理解と共有を進めている。

また、平成27(2015)年2月に図書館1階ホールを改装して松田藤子記念ホールを開設し、「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学図書館」から「松田藤子記念図書館」に改称した。ここでは、建学の精神の真髄に触れることができ、教職員・学生・卒業生が多数訪れている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

策定された「中期計画(平成24(2012)年-平成28(2016)年)」および「経営改善計画(平成27(2015)年)」においては、まず「建学の精神の理解と実践」が掲げられており、本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

その実現に向けては、教職員の教育力の向上と、学生の学修力の向上が必須であり、具体的な目標として、「挨拶、掃除、合掌を率先垂範する」、「菩薩道の実践につとめる」ことが示されている。

次いで「短期大学士課程教育の質保証」が掲げられており、建学の精神を体した教養

教育、専門教育、キャリア教育において、学年毎に具体的な教育内容を定めた教学マネジメントにより本学の使命を具現化することが明示されている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについても、下記のように建学の精神を基とした本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

作陽音楽短期大学の三つの方針

【ディプロマ・ポリシー】

作陽音楽短期大学は、ディプロマ・ポリシーとして、下記の「短期大学士力」を修得することを目標としています。

- ・建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・修得した知識と技能を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・目標を掲げて主体的に学び続け、「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

【カリキュラム・ポリシー】

作陽音楽短期大学では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、教養教育、専門教育、キャリア教育において下記のようなカリキュラム・ポリシーで教育課程を構成します。

- ・建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・各専攻独自の基本的知識と技能を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・音楽または保育、教育に関わる基本的知識と技能を生かした職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人力を身につけるためのキャリア教育を行う。

【アドミッション・ポリシー】

作陽音楽短期大学では、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、下記のような人を受け入れます。

- ・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・本学での学修に必要な技能と基礎学力を身につけている人。
- ・本学での学修を生かした職業人を目指す人。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学園は教育研究上の目的を果たすため、本学のほかに併設大学の3学部4学科と1大学院を設置している。

また、建学の精神の浸透と本学園の宗教教育内容の検討を目的とした「仏教文化研究センター」、本学園のIR(Institutional Research)機関としての機能を持つ「IR推進室」を設置して教育内容の質の向上を図っている。

さらに本学園の教育研究成果の社会への還元を目的とした「演奏芸術センター」、「商品開発交流研究センター」、「子ども教育研究センター」、「音楽交流センター」を設置して、地域との交流を行っている。

本学の教育目的は、学校法人作陽学園寄付行為細則第4条のとおり、作陽音楽短期大学学則に定められており、本学の教育研究に係わる重要事項は、「作陽音楽短期大学学則」の定めるところにより、本学の教授等で構成する作陽音楽短期大学教授会（以下、「教授会」という）の意見を聴き、学長が決定することとなっている。また、本学音楽学科の専攻編成も本学の教育目的の達成を図るのに必要な多様な分野を包括したものとなっている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的の本質は普遍であるが、本学の専攻構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力や志向に応じて、常に改善・向上を図っている。

特に、定員割れを生じている事態に対処するために、広報活動の強化などを通じて現状の改善を図るべくさらに努力する。

また、「中期計画(平成 24(2012)年-平成 28(2016)年)」および「経営改善計画(平成 27(2015)年)」において、本学では①建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上と学生の学修力の向上を図ること、②本学の「短期大学学士課程教育の構想」に沿って教育の質の保証を促進すること、③安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と人件費の適正管理及び経費の効率的な配分を行うこととしており、今後さらにこれらの実現に向けた実践を促進する。

【基準 1 の自己評価】

基準 1 については、本学の建学の精神を基とする使命・目的、教育目的は、学則等に明示されており、法令にも適合している。使命・目的の個性・特色は、建学の精神に基づいた人間教育と、特色ある専門教育、ならびに使命である菩薩道の実践である地域貢献の 3 点であり、その使命は運営会議、改革会議、理事会を通じて教職員の意見を反映されたものになっている。そのことは教職員に対しては「FD&SD 全教職員会議」、建学の精神に関するレポート冊子「建学の精神にかえる」等を通じて、在学生に対しては「宗教」や「アセンブリー・アワー」、追悼法要等の行事を通じて理解を得ている。

また、改善・向上のために、改革会議の設置や中期計画の策定、中期目標による管理等の施策を講じており、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では次のとおりアドミッション・ポリシーを策定している。

作陽音楽短期大学のアドミッション・ポリシー

作陽音楽短期大学では、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、下記のような人を受け入れます。

- ・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・本学での学修に必要な技能と基礎学力を身につけている人。
- ・本学での学修を生かした職業人を目指す人。

このアドミッション・ポリシーは、本学ホームページ、入学試験要項、学生便覧等に明示して周知を図っている。

更に、受験生に対しては、高校訪問、進学説明会、受験相談、オープンキャンパス、音楽講習会、オープンセミナー等の際に直接説明等を行うことによって周知に努めている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学試験は、アドミッション・ポリシーに沿った選考が行えるように配慮し、AO入試、推薦入試、一般入試の3つの形態で実施している。更に、AO入試についてはⅠ期からⅤ期、推薦入試、一般入試はⅠ期とⅡ期の2回実施しているので、本学を志望する学生は、自身の希望により、多様な受験の方法を選択することが可能である。募集人員、試験時期、試験回数、試験科目や配点は、それぞれの試験形態ごとに個別に定めて実施している。

本学は2つの専攻を設けていることから、専攻ごとに専門性の異なる試験内容や選考基準を設けている。

特に音楽専攻は、7つの専修によって異なる実技課題を与えており、合否判定も専修ごとに行って、受験生一人ひとりの能力・適性を評定している。

すべての入学試験において、実技の力量や学力は重要な要素であるが、面接もまた重要な評定方法として位置づけている。本学のアドミッション・ポリシーに示す「人間形成に努め」、「学ぶ意欲のある」、「必要な技能と基礎学力を身につけている」人材を確保し、「学修を生かした職業人」を育てるためには、その人材のもつ「人間性」が重

要であると考えているからである。この視点から、面接は2人以上の面接者によって行うこととし、受験生の音楽、幼児教育に対する意欲や過去の体験、あるいは卒業後のキャリア計画などについて確認することとしている。

特に、AO入試や推薦入試では修学に必要な社会性や論理性等について評定することとしている。AO入試の合格者には、入学前に各専攻が求める教育プログラムを課すこととし、基礎的な学力を確かなものにする仕組みを導入している。

さらに入学後は、1年次に株式会社ベネッセ「i-キャリア」が実施する「大学生基礎力レポートⅠ」を受験することで、社会で必要とされる「協調的問題解決力」を「経験」と「批判的思考力」の2つの側面から測定している。2年次になると「大学生基礎力レポートⅡ」を受験し、学生はこれまでの振り返りと目標設定、大学は学生の満足度・成長度を把握、施策の効果検証を行っている。

また、入試区分別による追跡調査を大学独自で実施しており、入試区分別の特待生数、休学者数、退学者数、除籍者数、留年者数の割合、卒業時における成績の比較などを実施している。

平成28(2016)年度から高校生を対象としたオープンセミナーを導入しており、セミナーを通じて本学の特長と魅力を高校生へ伝え、受験生の増加を目指している。

また、入学試験に合格を通知した後に、AO入試による入学予定者に対して入学前導入教育を実施している。

このように入学試験合格の通知から入学するまでの期間を利用して、アドミッション・ポリシーに合う理想的な学生像へより一層近づくことが出来るような工夫もしている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成29(2017)年度における短期大学の入学者数は63人であり、定員80人に対する充足率は78.8%であった。受験者のニーズ、外的環境の変化、志願者の増減にあわせ、平成27(2015)年度から専攻分離を実施した。専攻別入学者の推移をみると、音楽専攻は平成27(2015)年度の38人から平成29(2017)年度には27人に減少したが、一方で幼児教育専攻は、平成27(2015)年度(設置初年度)の19人から平成29(2017)年度には36人に増加した。音楽専攻の入学者数は、種々の努力にも関わらず、減少し続けている。

下表に示すとおり、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの入学定員の充足率の推移は、専攻分離を実施した平成27(2015)年度からの3年間で充足率が70%を超え、平成29(2017)年度は、80%に近づくまで増加した。今後も継続的に入学者数の維持および向上に努める。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入学定員	80	80	80	80	80
入学者数	55	34	57	58	63
充足率	68.8%	42.5%	71.3%	72.5%	78.8%

なお専攻科音楽専攻は、平成28(2016)年度以降、入学者はいずれも2人であり、短期大学同様に入学者確保に向けた努力を継続する。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

入学定員の確保を図ることは、最重要課題である。社会および高校生のニーズを把握

して専攻の構造的改革を実施すると共に、教育の質保証と就業力の向上によって、入学希望者を増加させていく。

高校生に対しては、本学に関する的確かつ適切な情報を発信し、本学の理解を深められるように導くことによって、入学後に発生する入学者の学びのニーズと本学の教育内容および方針との間のミスマッチを防ぐとともに、本学の建学の精神に基づく教育目的の実現を図る。カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーに沿って学生を育成するにあたり、教育の原初段階であるカリキュラム・ポリシーに適った学生を受入れる入学者選抜を遂行するためには、今後も外部へアドミッション・ポリシーを周知させる継続的な努力をしていく。特に受験生や保護者、高等学校教員に対しては、進学説明会や高校訪問、オープンキャンパスや音楽講習会等の様々な機会を通じて、更に理解が得られるように努める。

入学者の選抜方法は、アドミッション・ポリシーに沿った選考を行うために、多様な入試形態を用意するとともに、入学試験の時期、方法、試験科目および選考基準等について、入学後の学修の状況等も勘案して更に改善していく。幼児教育専攻の入学者数は増加傾向にある一方、音楽専攻は依然厳しい状況が続いている。現在の幼児教育専攻の状況の維持を図るとともに、音楽専攻の定員充足へ向けて一層の努力を継続する。

2-2 学修支援

《2-2の視点》

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学園では、平成 8(1996)年度から教員組織と事務組織を明確に区分するとともに、各種会議体や委員会を原則として教員と職員双方によって構成することとしている。これは、教員と職員の職務区分及び指揮命令系統を明確にして、それぞれがその職務区分と立場に基づいた協調・協働体制の確立を志向したためであり、現在も一部特別な委員会を除き、会議体や委員会は全て教員と職員双方によって構成している。

従って、学生の学修支援や授業支援に関する会議体である教授会や「FD・SD 委員会」「全学教務委員会」「全学教職課程運営部会」等の各委員会も教員と事務職員によって構成されており、学生の学修支援及び授業支援に関する教員と職員の協働体制は整えられている。

事務局は、学生の教育支援や教員支援を担当する教育企画部門に職員を重点的に配置している。

本学では教員による学修・生活支援体制の一環として、アドバイザー制度を設けており、学生の状況に応じた支援を行っている。

アドバイザー担当教員は、担当学生の成績や授業出欠状況、履修登録の状況、ポート

フォリオなどをキャリア教育支援システム「UNIVERSAL PASSPORT」（以下、「UNIPA」という）上で常にモニターし、かつ定期的な面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的事情を配慮した必要十分な指導、助言を行い、体系的な学習支援を行っている。

本学では、従来からのアドバイザー制度を、進路就職支援のサポートを手厚くする目的で改善し、平成 25(2013)年度から、アドバイザーは、学生の生活面や一般的な学習の到達状況を把握、指導し、学生の多様な興味・関心や学習目的、修得したい知識・技術、進路就職の希望を明確にするとともに、学生の進路希望に沿った学習指導を実施している。全ての学生に対してアドバイザー教員を充て、学生の様々な進路希望に対応できる体制をとっている。

アドバイザーによる個別指導を始めとし、学科、教務委員会、教育支援室が協力・連携して学習支援を行っており、その支援の内容は以下のようなものである。

- ①入学時のオリエンテーションや履修登録の指導、学外オリエンテーションの引率。
- ②担当学生との修学、生活にかかわる相談。
- ③UNIPA で担当学生の履修登録状況、出席状況、成績をモニターし、必要に応じた助言や指導。
- ④定期的な面談を通じた、学生の様々な学習に対するニーズの把握。
- ⑤学生への面談可能時間（オフィスアワー）やメールアドレスの開示。

アドバイザーからの学生に関する情報は、必要に応じて学科会議および専攻会議で共有する体制をとっている。また、学生の保護者対象の「保護者懇談会」では、本学の教育目標、カリキュラム、就職活動等の説明をするとともに、アドバイザーとの個別相談の機会を設けている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では TA について正式な制度はないが、音楽に関する専門科目の「合奏」や「アンサンブル」では、多数必要な楽器や不足する楽器の演奏者を学生の中からオーディションによって演奏助手として採用し、授業に参加することで学修支援を行っている。「合唱」や「オペラ」等の伴奏を必要とする授業についても同様にオーディションによって選考した者を伴奏要員として採用し、同様の学修支援を実施している。

また、本学では、併設大学に音楽学部が設置されていることを積極的に活用し、「合奏」などの授業を合同で行っている。これらの授業では、大学の 3、4 年次生と一緒に演奏等を行うことにより技術的なアドバイスのみならず、学修上での有効な感化を受けることができる等大きな効果が見られている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化等により、学生の一次対応者であるアドバイザー、職員のカウンセリング能力やアドバイスに関する知識や技術の向上が必要と思われるケースが増加している。

教員からの要望によって、「FD&SD 全教職員会議」でカウンセラーや特別支援担当教員による講演等も行っているが、更に今後このような研修等の機会を設ける。

併設大学の音楽学部では、教務委員会等において、大学院の授業「実技教授法研究」の一環として、学部生や短大生の基礎段階の指導に大学院生を活用する方法を検討して

いる。実技補助要員や伴奏助手については、授業ごとの必要に応じて増員等も検討する。

2-3 キャリア支援

《2-3の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) キャリア教育のための支援体制の整備

多様化、高度化する社会の要請に応えるため、また、学生の職業意識の涵養と知識や技能の習得を促す「就業体験」として、平成 27(2015)年度より「インターンシップ A・B」を開設した。

キャリア教育支援としては、教養・専門教育科目内で、人間関係形成、情報活用、将来設計、意志決定等の能力を養成している。

平成 26(2014)年度より、併設大学が文部科学省「地（知）の拠点（COC）整備事業（以下、「COC 事業」という）」に採択された。共同申請した倉敷芸術科学大学とともに地域志向の大学として、倉敷市と共に教育、研究、社会貢献の三位一体改革を推進し、課題解決能力を持った地域人材育成と産業活性化に寄与すべく、さまざまな展開をしている。

平成 27(2015)年度より、1年次の「教養に関する科目」である「アSEMBリー・アワー」において、フィールド系教育として「くらしき学講座」を開設した。2年次では、産学連携ならびに地域連携による PBL(Problem Based Learning)形式の実践科目「地域貢献実践」を通して社会人基礎力育成に取り組んでいる。

導入教育科目である「教養基礎」において、国語力の向上と、読む、書く、聴く、話す能力を養成するとともに、報告・発表と討論・記録等を行うことで、自らが考え相手に論理的に伝える主体性とコミュニケーション力の養成を図っている。

音楽専攻は、企業、音楽隊、進学、音楽教室等が求める人材像を分析し、必要な能力を講義と演習の両形式を使って身につける「実務基礎」を1年次から開講している。「実務基礎 A（キャリア教育基礎講座）」は必修としており、それに加えて、それぞれの進路希望に応じた「実務基礎 B（一般企業就職対策講座）」「実務基礎 C（音楽隊・企業採用試験対策講座）」「実務基礎 D（進学対策講座）」「実務基礎 E（ピアノ指導者講座）」から1科目以上を選択必修として履修させることで、細かく対応している。

幼児教育専攻は、平成 27(2015)年度に開設され、幼稚園教諭ならびに保育士または保育教諭の職に就くことを主としたカリキュラム編成を行っている。加えて「教養基礎」「実務基礎」等も開講し、大学生生活の基礎力および教職・保育職の実践力の向上に取り組んでいる。

2) 資格取得等のための支援体制

就職等の要件ともなる各種資格取得等についても、専攻毎に資格取得に必要な教育課程と支援体制を整えている。

音楽専攻では、日本マーチングバンド協会指導者ライセンス(1・2・3級)、が取得可能であり、幼児教育専攻では、保育士資格、幼稚園教諭二種免許が取得可能である。

3) 就職・進学に対する相談・助言体制を整備と運営

本学では、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し、入学から卒業までをフォローするキャリアサポート講座、丁寧な個人指導、受入れ企業との良好な関係作りなど、多様なサポート体制を整備しており、きめ細かい進路指導・支援を行っている。

進路支援室は、学生のキャリアアップやスキルアップのために各種講座を開催し、入学時から就職・進学までのサポートを行っている。また、1年次より就職決定までの間の「就職指導スケジュール」を作成して、集団指導と個別指導を併用した指導を行っている。

音楽専攻では、併設大学の音楽学部との合同学科会議ならびに専攻会議により、毎月就職支援の進捗状況や学生の動向等について教員と進路支援室とが情報共有し、適切な就職支援ができるよう配慮している。

学生への就職等に関する情報提供は、進路支援室が行っている。平成 23(2011)年度から、UNIPA を導入・活用し、学生動向やキャリア教育対策講座、業界勉強会、ボランティア活動等の正課外活動の紹介を行っている。平成 27(2015)年度より、「求人検索 NAVI」を導入し、求人情報の配信により求人社数を増加させ、受験先の選択肢を広げた。

また、教員が担当学生を受け持つアドバイザー制度を徹底しており、就職・進学を含めた学生生活全般の相談・助言体制を整備している。教員が学生と個別相談した内容や進路支援室での就職等の相談内容、その他学生の様々な情報が UNIPA に蓄積されており、その情報を教職員相互に共有し学生個々人に適時アドバイスが提供できる体制を整備している。

進路支援室は、キャンパスの中心である 1 号館の 2 階に独立した事務室として開設し、学生が自由に出入りし、カウンターで個別相談できるオープンスペース形態としている。就職等に関する多くの資料(企業別求人ファイル、先輩達の受験報告書、大学院募集要項、各種資格取得のための教材等)も備え、学生が閲覧しやすいよう整理している。また、学生用パソコンを 3 台設置し、学生が自由にインターネット (UNIPA や求人検索 NAVI 等) を通じて即時に情報を取得できるよう整備している。

このように本学での進路・就職指導は“Face to Face”を基本としており、学生がまず進路支援室に足を運び、進路支援室員と直接面談することによって、就職・進学に対する意識を高めるよう指導している。また、就職活動の基本知識をまとめた「就職の手引き」を 1 年次の 4 月に配付し、進路の決定や就職に対する意識の向上を図るとともに、就職に関する具体的な手順や心構え等を示すことによって、学生が積極的に就職活動に取り組むよう配慮している。

さらに、本学学生の採用にあたって、企業が重視する内容を把握するとともに、本学学生に対する企業のニーズを探り、その結果をキャリア教育のための支援体制や就職・

進学に対する指導・助言等の参考とする目的で、過去2年間の卒業生採用企業に対して、当該卒業生に対する評価についての調査を実施している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

音楽専攻については、就職に対する学生自身の意識向上を図るため、「実務基礎」などキャリア教育のための授業の充実を図っている。従来からのアドバイザー制度を、平成25(2013)年度から、進路就職支援のサポートを手厚くする目的で改善した。UNIPA 上で行った進路希望調査に基づき、学生の望む進路・分野についての情報を多く持つ教員が対応するアドバイザー制度に変更したのである。そのため、教員1人が担当する学生数には10人~20人と差があるものの、より詳細な各分野の情報提供と的確な進路指導が実施できるようになった。今後さらに、的確な情報提供と進路指導に努めていく。また、併設大学への3年次編入学や留学を希望する学生に対する組織的なサポート体制についても今後更に充実させていく。

幼児教育専攻に関しては、平成29(2017)年3月に1期生が卒業した状況で、まだ歴史は浅いが、卒業した18人全員の進路が決定した。今後も就職に関する良い成果を残すため、進路支援室と有効な連携を進めていく。更に、多様なキャリア意識形成の必要性に鑑み、キャリア教育科目の再編を行う。「教養基礎」「実務基礎」を発展的解消し、「教職基礎」を加え、より系統的なキャリア教育と就職支援の連動を目指すことを検討する。

前述の本学卒業生の採用先企業の調査により、本学卒業生に対する就職先企業からの率直な評価、本学に対して求められる教育・指導の方向性、就職先企業との対話の必要性等の率直な意見が得られた。今後、こうした成果も活かし、教職員一丸となって、様々な学生の要望にアドバイスができるよう、充実した進路支援内容の構築を目標に、学生のための進路・就職支援を推進する。

2-4 学生サービス

《2-4の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生生活の安定に関連した部署または活動として挙げられるのは、教授会、学生委員会、教育支援室学生支援係（以下、「学生支援係」という）、保健室、及び必修科目である「アセンブリー・アワー」、保護者懇談会などである。これらを連携させて学生生活の安定を図っている。

教授会は学生の生活全般の安定を図り、教員が務めるアドバイザーから提出される学生生活についての問題に対応している。アドバイザーは、1人当たり10~20人の学生を担当し、担当学生の学修、進路、生活等を指導支援している。

アドバイザーは担当学生の出席状況を始め、学修や進路に関する詳細な情報をUNIPAから取得できるので、それに基づき細やかに指導支援している。また、レッスンは少人

数で行っているため、それらを担当する教員は、アドバイザーでなくとも学生の生活面にまで踏み込んで指導支援している。

学生委員会は、選任された教員と事務職員によって構成され、学生生活の安定のためのサービス、厚生補導、学生会を通じての指導支援などを行っている。

学生支援係は、学生生活の安定のための指導支援や厚生補導に直接当たるとともに、アドバイザーや学生委員会を通して間接的な指導支援も行っている。

保健室は、教育支援室に所属する部署である。保健師を配置して、全学生の心身の健康の維持増進を図っている。なかでも特に注意が必要な学生は、スクール・カウンセラー、校医などに委ねている。

前述の諸部署による生活の安定のための指導支援のほか、1年生に対しては、必修科目である「アセンブリー・アワー」においても生活及び健康に関する指導支援を行っている。平成29(2017)年度には、地元の玉島警察署の交通安全課長と生活安全課長による「交通安全・生活安全講座」、日本脱カルト協会会員を講師とする「カルト対策講座」、本学教員による感染症に関する「健康講座」やSNSトラブル対策のための「安全生活講座」を実施した。「交通安全・生活安全講座」では、トラブル対策集である「学生生活GUIDE」を1年生全員に配付した。また、災害への備えも生活の安定には重要である。そのため、防災訓練も毎年実施している。その際、消防署員によるAED（自動体外式除細動器）の講習も受けている。さらに、この科目の一環として毎月実施するホームルームでは、担当教員が生活全般の指導支援を行っている。

学生生活の安定には保護者との連携や協力も重要であるので、保護者懇談会を毎年6月と11月に開催している。保護者懇談会では、教員及び事務職員と保護者とで学生に関する情報の共有を図り、細やかな指導支援ができるよう配慮している。保護者懇談会では、全体懇談とともに個別懇談を行う。個別懇談では、担当教員がアドバイザーやレッスン担当教員からの報告を基に懇談し、正確な学生情報を保護者へ提供するよう努めている。また、保護者からの要望や情報は、教授会、アドバイザー、学生委員会、学生支援係、保健室等に伝えられ、それらへの対応がなされている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学学生の生活安定のための支援においてアドバイザーが果たす役割は大きい。しかし、支援方法や内容はアドバイザー間で必ずしも統一されていない。そのため、アドバイザー業務の明確化や平準化を進めている。また、最近の学生は以前の学生に比べて精神的な健康への支援をより手厚く行う必要がある。重篤な場合は専門家に委ねざるをえないが、初歩的な支援はアドバイザーにも求められている。そのための研修はすでにFD&SD 全教職員会議において実施しているが、精神的健康への支援力をさらに向上させる機会を設ける。

2-5 学修環境の整備

《2-5 の視点》

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【校地面積と校舎面積】

本学の校地面積は、併設大学と共用で13,708㎡であり、設置基準の求める基準面積1,600㎡を満たしている。10,885㎡の運動場用地についても本学と併設大学が共用している。

校舎面積は本学が主に使用する校舎の面積として2,990㎡、併設大学との共用部分として30,272㎡であり、設置基準の求める面積1,600㎡を満たしている。

【立地環境】

本学の校地は倉敷市の西部、玉島地区にあり、緑に囲まれて自然環境に恵まれた丘陵地にある。交通の便も良く、本学の南にあるJR山陽新幹線・山陽本線の新倉敷駅からは徒歩約15分、北にある山陽自動車道の玉島インターからは車で約5分の場所に位置している。

校地は、建物群が位置する南寄りの比較的高い区域と、駐車場やスポーツ関連施設を設けている北寄りの低い区域とに分けられ、南寄りの高い区域の面積が全体の約3分の2を占めている。

高い区域の南縁に県道、倉敷・金光線が接しており、その路面と1号館正面玄関前の地面との間には12mの高低差がある。そのため、県道に面して幅8mの歩行者用階段（正面階段）を備え、その西隣に車両進入路を設けている。

正面階段を登って北進すると正門があり、そこからさらに北を望むと中央広場がある。本学と併設大学のアイボリーを基調とする校舎等は、中央広場を囲むように建てられている。中央広場を通過して広場北に位置する建物群を抜けて階段を降りれば、低い区域の校地に至る。低い区域の北西部分には駐車場と駐輪場があり、その南東部分には体育館、テニスコート、運動場、クラブハウスなどのスポーツ関連施設を設けている。

【校舎の概要】

本学は、2号館を主たる校舎として使用している。2号館には、講義室が7室、研究室が15室、レッスン室・ゼミ室が13室、電子アンサンブル・スタジオが1室、邦楽合奏室が1室、楽器庫が4室ある。全室に冷暖房を完備し、防音と音響の設備も施している。特にレッスン室には二重扉を備えて音響環境の充実を図っている。

講義室は1号館、2号館、5号館及び6号館に設けている。併設大学の食文化学部と子ども教育学部が主として使用する5、6号館以外の校舎、施設、設備は、併設大学の音楽学部と共用している。講義室は計31室であり、1室の平均的な面積は127㎡である。定員25人から350人に至る規模の講義室を配置して多様な授業形態に対応しており、全ての講義室に視聴覚設備を備えている。

【音楽機器備品】

本学は、授業用機器備品や楽器の大半を併設大学の音楽学部と共用している。共用している楽器は、鍵盤楽器に関しては、グランド・ピアノが135台、アップライト・ピアノが78台、パイプオルガンが2台、チェンバロが1台である。

ピアノは1、2、3、4、10、11号館の主要な各室に配置している。特に兼任教員を含むピアノ担当教員の研究室（レッスン室）には、すべて2台のグランド・ピアノを配置している。

パイプオルガンは3号館と1号館217室に設置し、チェンバロは10号館に設置している。

鍵盤楽器以外の管・弦・打楽器、邦楽器およびカスタネットなどの授業用小楽器も併設大学の音楽学部と共用している。その数は、管楽器が273本、弦楽器が57挺、ティンパニーが6組、それ以外の打楽器が22台、三弦が30棹、箏が50面、小楽器が420個である。

楽器一般の管理・運用は、事務局長の総括管理の下に入試広報室が行っている。チェンバロ、レッスン室のピアノおよび演奏会用のピアノを除けば、学生は簡単な手続きを経てピアノまたはオルガンを自由に使用できる。他の管・弦・打楽器と小楽器は、楽器整備室において楽器管理専門の入試広報室員が一元的に管理・運用している。これらの楽器も、授業または校務に用いるという条件下であれば、無料で自由に使用できるとしている。

【体育施設】

運動場、体育館およびテニスコートは、授業時以外は学生に開放されており、簡単な手続で自由に使用できる。

【談話スペース】

学生の日常の福利厚生に資する環境としてフリースペース（6号館1階）と休憩コーナーを設けている。フリースペースには机と椅子を備え、学生が自由に学習や談話できる空間である。

休憩コーナーとしては1、2、4（音楽練習棟）、5、6号館のほぼ全階にベンチを設置している。7号館（食堂棟）の食堂や喫茶室も自由時間の談話や休息に利用されている。

【情報サービス施設・設備】

情報サービス施設としては、教育支援室が管理運営している情報システムUNIPAが機能している。平成23(2011)年度に導入したこのシステムを通じて授業や学生生活に係わる情報を一括して提供するとともに、学生からのアンケート回答を受信するなど双方向的にも活用している。学生はUNIPAに学内外のパソコンのほか携帯電話やスマートフォンを用いてアクセスできる。

学生と教職員のパソコン使用のサポートをするために事務局に「パソコン・サポートセンター」を設けており、学生や教職員のパソコントラブルをはじめ、学内ネットワークの管理運用や、学内のパソコンにウイルス対策などの情報環境の保全を担当している。

学生のコンピュータの基礎的利用スキル向上のために、利用率の高いWord、Excel、PowerPointなどのソフトを、法人としてライセンス契約し、利用に供している。また、作編曲関連の授業には楽譜作成ソフトを提供している。

7号館、8号館（図書館）、2号館313室、5号館2階および302室、6号館101、102室には無線LAN環境を整備している。

研究や学習に必要な情報のサービスは主として図書館が担い、進路就職に関する情報のサービスは進路支援室が担っている。

【環境の安全性】

本学の校地は倉敷市の山陽新幹線新倉敷駅の北約1kmの場所にあり、位置、形状、周辺地域との調和などの点で大学用地として優れた環境にある。

校地は緑化を推進し、通路、広場、駐車場などを除いた地表面は概ね緑地で覆われている。また、各建物を地下共同溝で結び、送電線や送水管などを地中に埋設しているので、キャンパス内には電柱がなくメンテナンスの利便性も高い。

車両用道路は建物群の外周に周回させて車両と歩行者の動線を分離しているので、校地の大部分は歩行者にとって安全である。校地内の移動は専ら歩行によって行われるが、主要校舎が中央広場を囲むように配置されているので、校舎間の移動は容易である。

本学の主たる校舎である2号館は平成8(1996)年度に完成した建物であり、「建築基準法」に基づいた安全対策が採られている。

【駐車場】

本学の校地は山陽自動車道の玉島インターチェンジから車で約5分の距離にあり、倉敷市外から自家用車等で通学・通勤する学生や教職員は少なくないため、380台の駐車可能な駐車場（無料）を備えている。この駐車場は、本学や併設大学の3学部等が主催する演奏会・発表会や各種講座等への参加を促進する点でも機能している。

【耐震・防災・安全など】

耐震：施設・設備の安全性について、校舎は平成8(1996)年度以降に完成した建物であり、すべて建設当時の建築基準法に基づいた安全対策が採られ、耐震性もその基準に合致している。アスベストは使用していない。

防火：防火に関しては消防法に基づき、各所に消火器を配置し、各室に煙熱感知器を設置している。また、屋内消火栓、感知器と連動した防火シャッター、停電に備えた非常用発電機等を設置し、専門技術員と委託警備員が24時間体制で監視している。委託警備員は夜間の巡視と防犯活動も行っている。

避難：避難については「二方向避難路」の原則に則り、講義室には原則として2カ所の出入り口を設けている。校地、校舎等は、倉敷市との協定によって所定の施設が災害時の避難場所に指定されている。

消防設備：消防設備等は消防法に基づき定期的に点検し、消火器、非常用発電機、自動通報設備等の点検結果は消防署に適宜報告している。

禁煙：建物内は全面禁煙としている。また、屋外も所定の場所以外での喫煙は禁止している。

AED：AEDは1号館事務局と5号館事務室に設置している。

衛生管理：衛生管理は、ビル管理法に基づいて空気環境測定、受水槽の清掃、残留塩素の測定、防虫、防鼠を実施している。また、水質汚濁防止法に基づいてPHの測定も行っている。

エレベーター保守：1号館、5号館、6号館及び8号館に備えているエレベーターの点検は建築基準法に基づき、電気設備の点検は電気事業法に基づいてそれぞれ実施している。主たる校舎の清掃は業者委託の形態で日常的に実施している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

音楽専攻を有する本学の施設として特記すべきは、10号館「藤花楽堂」3号館「聖徳殿」4号館「音楽練習棟」11号館「音楽交流センター」および「野外音楽堂」である。

10号館は810席を有する多目的ホールであり、地下には各種アンサンブル室や機材の整った録音スタジオも備えている。3号館はパイプオルガンを備えた460席の多目的ホールである。

4号館は、多用途の77室の練習室をもつ練習棟である。11号館は、本学や音楽学部の学生、教職員、卒業生が音楽を通じて地域社会と交流するための施設で、大小のレッスン室とアンサンブル室などを設けている。「野外音楽堂」には有蓋のステージと無蓋の250席があり、主として学生サークルの演奏会活動に活用されている。

また、1号館には大小のアンサンブル室を3室、板張りの邦楽演習室を1室、キーボード室を1室備え、授業や練習に活用されている。

コンピュータ等を設置したIT施設としては、情報教育用教室等(1号館1室、2号館1室、5号館2室、6号館2室)と藤花楽堂地下スタジオ(録音スタジオ)のほか、研究室、レッスン室、演習室、図書館、事務室がある。それらにおいては常時インターネットへのアクセスが可能な情報ネットワーク(学内LAN)に接続するための情報コンセントを設け、コンピュータやプリンタ等を設置して、基本的なIT環境を整えている。

図書館は8号館として設置されており、本学と併設大学が共用している。建物は鉄骨鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積1,743㎡の独立棟である。1階には受付カウンター、ラーニングコモンズ(48席)、グループ視聴室(2室)、電動式開架書庫、新聞架、手動式閉架書庫およびトイレ(車椅子用を含む)があり、2階には、書架、雑誌架等の設置された閲覧室、個室の個人閲覧室およびトイレがある。エレベーターも設置し、車椅子の移動も可能である。

図書、楽譜及び視聴覚資料等を合わせて18.6万点(文部科学省実施学術情報基盤実態調査指定の計算方法[棚板総計÷0.9×25(棚板90cm当たり25冊)]による)を所蔵可能なスペースを有しており、平成29(2017)年5月1日現在の所蔵量は、図書・楽譜合わせ174,149冊である。雑誌(学術・一般)は和洋合わせて155誌を受け入れている、そのほか205誌の研究紀要や報告書等を受け入れている。視聴覚資料(AV資料)は18,592点を所蔵している。平成29(2017)年度の本短大学生1人当たりの図書・楽譜蔵書冊数は118.9冊であり、設置学部数等が2~4部局の私立大学生の平均101.3冊(「文部科学省学術情報基盤実態調査大学図書館編(平成28(2016)年)」を上回っている。利用者の利用情報の管理は、磁気カードである学生証または職員証の読み取りによって行っており、貸出・返却処理は、図書と楽譜に関しては、それらに貼付したバーコードで行っている。

図書、楽譜、視聴覚資料(DVD/VHS/LD/CD(CDのみ一部不可のものあり))、雑誌、ともにタイトルやフリーワード等を用いたWEB上での検索が可能である。CDも全てコンピュータ検索ができるように遡及入力中である。館外の文献や学術情報を調査可能にするため、NII(国立情報学研究所)が運営・提供している学術コンテンツサービス(論文・図書データベース)や、JST(科学技術振興機構)が運営・提供している電子ジャーナル公開システムJ-STAGE、医学論文情報提供サイトPubMed、教育論文情報提供サイトERIC、国立国会図書館サーチ、新聞データベース、他館の所蔵資料を検索できるサイト等、計45種のサイトにリンクを張っている。これらは全て図書館のホームページ

上に公開しているので、希望者はインターネットを経由して学内外から検索ができる(一部学内限定)。また、図書館が発行しているパスワードを取得すれば、利用者自身の利用状況の確認、資料の予約、図書の購入申請、文献の借入・複写依頼、新着図書情報の収集、ガイダンスの申し込み等が図書館ホームページ上から行うことができる。

閲覧席は、2階に176席と個人閲覧室の6席を設けている。無線LANを配備していることで学内LAN設定のパソコンを持参すればどの席でもインターネットを利用できる。一部の机には情報コンセントも設けている。1階には、「平成25(2013)年度私立大学教育研究活性化設備事業」の一環として平成26(2014)年1月から開設されたラーニングコモンズがある。ラーニングコモンズは活発に意見交換しながら学習できるスペースで、48席が設けられている。また、可動式のホワイトボードやテーブルがあり、自由に組み替えてアクティブラーニングを行うことができる。加えて、電子黒板や、備え付けのモニター、パソコン、タブレット、プロジェクター、壁面ホワイトボード、視聴覚設備も利用することができる。数人から40人程度での館内資料やパソコンを使った授業、ゼミナール、グループワーク、図書館ガイダンス、文献探索演習、授業課題や部活のグループワーク、実習前の授業練習等で利用されている。

平成 28(2016)年度の利用状況は前年比で、入館者数は 0.97 倍、貸出冊数は 0.99 倍、視聴覚資料の利用点数は 0.99 倍、パソコンの使用件数は 1.41 倍である。平成 28(2016)年度の学生 1 人当たりの貸出冊数は 7.8 冊であり、学部数 2~4 の私立大学生の平成 28(2016)年度の平均(7.3 冊) (前掲書より) を上回っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学、併設大学とも全校舎がバリアフリーの設計思想に基づいて建設されており、床には段差がない。エレベーター (1・5・6・8 号館)、スロープ、身体障害者用トイレ等も備えているため、車椅子で各校舎を利用できる。目の不自由な学生のためには、校地内と校舎内の要所に視覚障害者用進路案内板 (点字ブロック) を埋設し、階段の手摺りやドアのノブ付近に点字プレートを付している。また、聴覚に障害のある学生に対応するため、5 号館と 6 号館の主要教室に専用補聴器への送信用マイクを備えている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業は講義、演習、実習、実験及びレッスンの形態で行っている。クラスサイズは、授業の形態に応じて多様であるが、法令上の基準を基としている。

一般的な講義科目の 1 クラスの学生数は数十人であり、100 人を超えるクラスほとんどない。演習のクラスサイズは演習内容に即して決めているので、数人のクラスもあれば「合唱」や「合奏」のように数十人のクラスもある。レッスンは基本的に 1 人の教員が 1 人の学生を指導する個人レッスンである。法令上の規定がない科目のクラスサイズは担当教員の要請に応じて学長が判断している。学生はクラスサイズへの要望を、改善提案箱を通じて提出できるが、クラスサイズ変更の要望は今までのところない。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は平成 8(1996)年度に津山市から倉敷市へ移転し、今年度は 22 年目にあたるが、

比較的整った状態を保っている。教育研究環境、図書館についても現在のところ問題なく整備できているが、将来を視野にいたした更なる充実を図っていく。安全性についても今後老朽化する施設、設備の点検等を慎重に行っているが、老朽化は避けられない為、遠くない将来には建物等の再構築を検討する。特に屋外の熱源(氷蓄熱)機器は設置後、古いものは20年以上が経過しており、機械の老朽化は避けられないため、学校法人作陽学園 経営改善計画における施設等整備事業に基づき、設置経過年数が長いものから順に年度ごとの予算計画(平成29(2017)年度1・2・3号館、平成30(2018)年度4・7号館、平成31(2019)年度5・8号館、平成32(2020)年度6号館、平成33(2021)年度10号館)を立てた上で順次更新し、快適な学園環境を維持していく。

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6の視点》

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望は、主として各授業における授業評価アンケートによって把握している。アンケート結果により把握した学生の意見・要望は、IR推進室や教員自身が分析し、それに基づいて授業改善を図っている。教員はアンケート結果を踏まえての授業改善を義務づけられており、改善内容は教員の教育・研究活動の記録である「教育と研究」(平成28(2016)年度版は未刊)に記載することが定められている。

なお、アドバイザー等は定期的に学生と面談しており、その際に聴取した意見・要望は、各種委員会、教授会等を通じて学修支援体制や授業の改善に反映させている。

また、学生の意見・要望は、学生会を通じても受け取っている。学生会は各種イベント、スポーツ大会、ボランティア活動を主催するとともに、学生図書委員会、大学祭実行委員会、クラブ、同好会等を傘下に置いている。その結果、学生会役員からも多くの学生の意見・要望を聴取できる。さらに、学生委員等は年2回開催される学生総会において、学生の意見・要望を聴取している。

それらとともに、学生の意見・要望を把握するため改善提案箱を学内の4箇所に設置している。学生は改善提案箱に意見・要望を自由に投函できる。改善提案箱に投函された意見・要望は月末に回収し、学生部長が分別して該当する部署へ配し、それぞれにおいて対応を図っている。投函された意見・要望についての検討結果は掲示している。なお、事務職員の窓口での対応の仕方やサービス状況についての学生の意見・要望は、アンケートによって把握している。

以上の学生会、学生総会、改善提案箱、アンケートを通じて聴取した学生の意見・要

望は、該当する委員会、教授会等で分析し対応を検討している。その結果は、授業評価アンケートの結果と同様、学修支援の改善のために活用している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談やその結果への対応は主として保健室が行っており、必要に応じて校医に相談したり病院での受診を勧めたりしている。感染症等で全学に関わる緊急事態が生じた際は、危機管理委員会を招集して対応してきた。

急増している精神的健康に関わる相談は、まずアドバイザーが、次に保健室が受けている。さらに、状況に応じてカウンセラーが週2回対応している。心身に関する健康相談の回数や概要は、保健室が月ごとにまとめて文書で関係部署に報告し、関係部署間で情報を共有し、それに基づいてさらなる対応を図っている。

カウンセラーへの相談は、保健室が受付窓口である。だが、アドバイザーや教育支援室に相談する学生もいる。その場合、アドバイザーや教育支援室は保健室と連携して対応している。

本学における経済的支援は主として奨学金や学納金の減免によって行っている。奨学金に関する業務は教育支援室内の学生支援係が担当している。経済的支援に関する学生の意見・要望は、学生の申告やアドバイザー等からの情報提供によって把握している。そしてアドバイザー等は、必要に応じて奨学生への応募を勧めている。

奨学生募集の説明は、新入生に対しては、入学式直後のオリエンテーション期間に行っている。在学生には、年度当初のオリエンテーションの際に説明している。そのほか随時、教育支援室の窓口で説明したり相談に乗ったりしている。

奨学金には、日本学生支援機構による奨学金等、外部のものほかに、本学独自の奨学金がある。学資ローンの利子補助の制度も設けている。奨学生の選考は運営会議にて、当該学生の家庭の経済状況を重視して行っている。

そのほか、生活全般に関する学生の意見・要望は、主としてアドバイザーと学生支援係が聴取している。聴取された意見・要望は、学生委員会を含む該当の委員会、教授会等で把握・分析し、改善のために活用している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学習環境に関する学生の意見・要望の把握は、アドバイザーによる面談、学生支援係の対応、学生会からの情報提供、改善提案箱への投書、アンケート等を通じて行っている。把握された意見・要望は、該当する委員会、教授会等で分析し、現状改善のために活用している。

アドバイザーは学生とたびたび面談しているので、学生の本音を聞くことは比較的容易である。また、学生は教育支援室を頻繁に訪れるので、そこでは学生の意見・要望を聴取しやすい。改善提案箱は、前述したように学内4箇所を設置しており、毎月それらから学生の意見・要望を受け取っている。学生会との協議や学生総会でも学生の意見・要望を汲み上げている。また、授業評価アンケートを通じても学生の意見・要望を把握している。さらに、平成24(2012)年度からは、学生の意見・要望を調査するためUNIPAを利用して学生満足度アンケートをオンラインで行い、アンケートの分析結果はIR推進

室が報告書としてまとめている。

こうして把握・分析した学生の意見・要望は、その内容に応じて、学生支援係、学生委員会、教授会等でさらに検討し、改善に反映させている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望を把握して対応する道筋はできているが、対応が遅い傾向がある。それに関しては、学生の意見・要望を検討するための会議体等を整理して結論をより速く出せるよう工夫していく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れについては、入学定員確保に至っておらず、最重点課題になっている。課題解決のためには、教育の質保障と就業力の向上はもちろん高校生及び社会のニーズに合致した専攻の構造改革を実施していく必要がある。

学修支援については、教員と職員の協働による学生への学修及び授業支援に関する実施体制を適切に整備・運営している。また、授業評価アンケート等により学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備している。

学生生活の安定のための支援については、アドバイザーや関係職員のカウンセリング能力や学生個々人の多様な悩み等に適切に対応できる知識や技能を向上させるべく「FD&SD 全教職員会議」での研修に取り組んでいる。

キャリア支援については、系統的なキャリア教育科目を実施するとともに進路支援室とアドバイザーとの有効な連携を図るなど、組織的なサポート体制を構築し、就業力向上と的確な進路指導を展開している。

以上、定員確保等での課題はあるものの全体的には方針に沿って適切に運用されており基準 2 を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

《3-1 の視点》

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では教育目的を踏まえた上で、以下のようにディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧等で周知している。

作陽音楽短期大学のディプロマ・ポリシー

作陽音楽短期大学は、ディプロマ・ポリシーとして、下記の「短期大学士力」を修得することを目標としています。

- ・建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・修得した知識と技能を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・目標を掲げて主体的に学び続け、「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定は、授業科目を履修し、試験、レポート、授業出席状況などにおける学生の学修実績に基づき、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の標語で表現される。

成績が 90～100 点が「秀」、80～89 点が「優」、70～79 点が「良」、60～69 点が「可」、0～59 点が「不可」であり、「秀」、「優」、「良」、「可」が合格、「不可」、「出席不足」、「未受験」が不合格である旨、学則及び学生便覧に明示している。

本学では進級基準は設けていない。

卒業認定基準については、教養に関する科目 15 単位以上、専門に関する科目 46 単位以上、合計 63 単位以上を卒業要件単位数として定めており、詳細を大学ホームページ、学生便覧等に明記している。

専攻科音楽専攻については総単位数 30 単位以上を修了認定基準と定めており、卒業認定基準同様、詳細を大学ホームページ、学生便覧等に明記している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

上述したように、単位は、授業科目を履修し、試験、レポート、授業出席状況などにおける学生の学修実績に基づき認定し、秀、優、良、可が合格、不可が不合格である旨、大学ホームページ、学生便覧等に明示し、厳格に適用している。

また本学では、他の大学や短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定も行っており、これらを学則に明示し、単位の認定は、教授会の意見を聴き厳格に行っている。

単位制度について学生の理解を深めるために、「学生便覧」に「単位制」に関する項目を設け、学生の自主的な学習が単位制度にとって不可欠な要素であることを説明するとともに GPA(Grade Point Average)制度、CAP 制度等の説明も行っている。

CAP 制度については、各学年とも 49 単位を履修登録の上限単位数として定めており、一部の例外を除きこの単位数以上の履修登録をすることは出来ない。このことは学生便覧に明記し、上記単位数を超えて履修登録をした場合、UNIPA 上でエラー表示が出て履修登録が出来ないシステムになっており、厳正な適用がなされている。

さらに、学生の自主的な学修を促すために、全ての授業科目のシラバスに「自学・自習内容」、「自学・自習時間」に関する項目を設け、学生が行うべき自学・自習の内容とその時間を明示している。

卒業認定、修了認定については、卒業判定会議、修了判定会議での十分な審議を経て認定されており、厳正に適用されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準については、特に音楽専攻の実技科目において評価基準の妥当性の課題があり、教務委員会が各専修部会（ピアノ、声楽、管楽器・打楽器、弦楽器、邦楽、音楽総合、音楽デザイン）の調整を図りながら検討してきた。

平成 25(2013)年度から GPA 制度を全学的に導入し、その効果等についても検証がなされ、現状では特に大きな問題無く運用されている。

CAP 制については、学生便覧に記載しているように「新入学生において、本人の学修計画、免許・資格の取得希望、意欲、入学試験の成績、入学後の学力検査等を勘案し、49 単位を超える適切な学修時間の確保が可能と判断される者として、学科の承認を受けた者は 49 単位を超えて履修登録が出来るものとします。」という例外規定はあるものの、それ以外では基本的に CAP 制度が機能しており、今後も引き続き厳正に運用していく。

3-2 教育課程及び教授方法

《3-2 の視点》

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**
- 3-2-④ 教養教育の実施**
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施**

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

本学ではカリキュラム・ポリシーを以下の通り策定し、本学ホームページ、学生便覧等で周知している。

作陽音楽短期大学のカリキュラム・ポリシー

作陽音楽短期大学では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、教養教育、専門教育、キャリア教育において下記のようなカリキュラム・ポリシーで教育課程を構成します。

- ・ 建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・ 各専攻独自の基本的知識と技能を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・ 音楽または保育、教育に関わる基本的知識と技能を生かした職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人を身につけるためのキャリア教育を行う。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

上述したように、本学では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、教養教育、専門教育、キャリア教育においてカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成しており、両ポリシーにおいて一貫性は確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤として、学生の主体的な学修を尊重しながら、豊かな知性と人間性を育む教養教育とともに、就業力育成のためのキャリア教育、ならびに専門教育を積み上げて体系的な教育課程を編成することを念頭に、各専攻、専修の特性に応じた履修系統図を作成している。

この履修系統図においては、1年次に「教養教育科目」の中で、本学の建学の精神の基本理念を学ぶと共に教養力の基盤を作り、キャリア教育科目群の履修によって、社会人基礎力を養成し、「専門教育科目」の履修を通じて音楽力、保育力を培うものである。

これらの履修系統図は各専攻、専修の特性に応じて体系的に編成されており、学年進行に沿って履修を進めていくことで、本学のカリキュラム・ポリシーに沿った教育効果が獲得出来るものとする。

3-2-④ 教養教育の実施

本学及び併設大学では、共通の組織として「教養教育専門部会」が組織されている。教養教育専門部会は教養科目を担当する教員で構成され、本学及び併設大学における教養教育全般や教育課程についての意見・情報交換を行うとともに、共通する事項について協議・調整を行っている。これらの本学と併設大学との合同の委員会等で協議された事項については、さらに学科会議、教授会等で審議・検討されることとなっている。このような併設大学との横断的な教養教育専門部会の存在は、本学の教養教育の特長と言える。

「教養に関する科目」には、建学の精神を基盤とした学生の主体的な学修を促すため、

必修科目として、「宗教Ⅰ」、「宗教Ⅱ」、「宗教Ⅲ」、「宗教Ⅳ」、「アセンブリー・アワーⅠ」、「アセンブリー・アワーⅡ」、を1年次前期から開設している。また、英語力や情報活用能力の学士課程教育に必要な基礎力を形成するために共通教育を行っている。英語力向上・グローバル人材育成については、平成29(2017)年度より全学共通英語教育コア・カリキュラムに基づき、全学的な英語教育を推進している。また、情報活用演習では単なるコンピュータの操作技術に留まらず、現代社会において求められる情報リテラシーや情報モラルの育成にも重点を置いた指導を行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発に関しては、学生の主体的な学びを促進するための取り組みをどの程度行なっているかを確認するため、アクティブラーニングの実施状況やルーブリックの活用状況について、年に1回教育改善に関する調査を実施し、集計、分析の結果を改革会議等で報告している。

平成26(2014)年度までは、「アセンブリー・アワーⅠ・Ⅱ」の取り組みの一つとして「ふるさと集会」を実施した。この取り組みは、「アセンブリー・アワーⅠ・Ⅱ」の30回の授業の中で、グループ活動を4回行い、発表会2回を行うものである。内容は、学生の出身地ごとに1クラスを20人から30人に編成し、出身地にちなんだテーマについて討議、情報収集、分析、まとめを行ない、最後に全体で発表を行うものであった。

なお、「アセンブリー・アワーⅠ・Ⅱ」は併設大学と合同開講のため、短大、大学、学部、学科の壁を超えた交流が行われ、お互いを刺激することにより大きな効果をもたらしている。

平成27(2015)年度よりこれを発展させた「くらしき学講座」を倉敷の地域貢献活動として実施している。「くらしき学講座」は、「アセンブリー・アワーⅠ・Ⅱ」での取り組みを含め、2年間を通した学修プログラムである。例えば、地域貢献実践として、玉島市民交流センターや大原美術館において「ヤングコンサート」を開催したり、倉敷市、総社市などとの包括協定に基づいたスクールコンサート、総社市音楽特区における授業・演奏会・オーケストラ鑑賞授業等を行ったりしている。また長期休暇等を利用しての保育施設・幼稚園などでのボランティア活動にも積極的に参加し、スキルアップに繋がっている。

上述した「アセンブリー・アワーⅠ」、「アセンブリー・アワーⅡ」は、それぞれ前・後期1年次必修の授業として毎週月曜日の第1時限目に全学合同で開設しており、授業の内容は充実した大学生活を送るために留意すべき事項に関する講義や学園長の法話、教員と学生の体験発表等、導入教育として、また建学の精神の理解を深めることを意図した内容となっている。

卒業必修科目「宗教Ⅰ」、「宗教Ⅱ」、「宗教Ⅲ」、「宗教Ⅳ」は、本学の建学の精神を理解する上で必須の授業科目であり、学生の思索を深めるため、特に隔週の開講としている。

音楽専攻では併設音楽学部との密接な連携により、専門実技の高度化を図る教授法による授業が展開されている。

幼児教育専攻では本学の音楽環境を活かして、子どもの情操教育に必要な音楽力を磨き、実践力と人間性を備えた保育者の育成を目指している。定員40人という少人数教

育のため、学習や実習、就職などについてきめ細かくサポートし、音楽に強い保育者の育成を目指し充実した音楽環境で、初級者から上級者まで、一人ひとりのレベルに合わせた指導を行っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は併設大学の音楽学部、子ども教育学部と密接に連携しており、教育活動やその改善・向上についても多くの面で協働している。

併設大学は、平成 22(2010)年度に学生の就業力育成の観点に基づき、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に選定され、「目標設定と継続的成長を支援する人間教育(副題 菩薩道を基礎とした地域協働型就業力育成 PDCA サイクルと評価システムの構築)」を展開し、「人間教育」と「キャリア教育」を相乗的に推進するための全学的なカリキュラム改正を行ってきた。本学においても、こうした改善・改革活動に連動し、前述の「短期大学士課程教育の構想」を策定する等、カリキュラムや授業内容の改善・改革に取り組んでいる。

「教養に関する科目」については、特に入学初期教育の充実、学士力向上、就業力育成および多様化した学生のニーズに対応した効果的な科目の設定について、併設大学とも協力しながら検討を続けて行く。1 年次必修科目の「教養基礎」や「アセンブリー・アワー I・II」の内容や方法、就業力育成のための「実務基礎」の充実などが喫緊の課題であると認識している。

音楽専攻の各専修「共通科目」については、「音楽科教育演習」に代表される学生の主体的、能動的な体験活動による学修を企図する参加型授業の導入をしている。これらの科目の教育的効果の検証についても、教務委員会等で検討していく。

幼児教育専攻では、平成 25(2013)年度に開設した併設大学附属認定こども園の積極的な活用を図り、新たな授業科目の開設や既設授業での利用等についても検討を進める。

3-3 学修成果の点検・評価

《3-3 の視点》

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) 授業評価アンケートによる学生評価

教育目的の達成状況の点検・評価及び改善のため、本学では全学にわたり各学期末に全授業科目を対象とした、授業方法や授業運営についての「授業評価アンケート」を実施しており、教育目的の達成状況や満足度を点検・評価するための工夫がなされている。アンケート結果は、教育内容改善用データとして各教員にフィードバックされ、教育内

容・方法及び学修指導などの改善に役立っている。

また、平成 26(2014)年度までは「授業改善のためのアンケート」を実施していたが、平成 27(2015)年度以降は「授業評価アンケート」と名称を変更し、「A 授業への取り組みに関する質問」（「あなたは、シラバスで授業の到達目標や授業内容について確認しましたか」等 4 問）、「B 教員の授業態度や授業内容に関する質問」（「授業方法の工夫や時間配分は適切でしたか」等 6 問）、「C 授業の成果に関する質問」（「あなたはこの授業のシラバスに示している到達目標に達しましたか」等 4 問）を 5 件法（設問 14 番を除く）により回答する形式を取り、また、授業の成果として、以下の 9 点について当てはまる項目を塗りつぶす評価項目（設問 14 番）を設け、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検が可能なアンケートに改善した。

- C14-1 専門的知識や技術、または言語能力や ICT 活用の力などが身についた
- C14-2 人間や社会、文化や自然などへの理解が深まった
- C14-3 表現力やプレゼンテーション能力、演奏技術や表現力が身についた
- C14-4 さらに関連分野を学ぶ意欲がわいた
- C14-5 進んで取り組む実践力が身についた
- C14-6 問題を発見して解決する力が向上した
- C14-7 人としての生き方を考えたり、人間形成に役立った
- C14-8 コミュニケーション能力やお互いに協力しあう力が向上した
- C14-9 職業を選択する力の向上や、職業に就く意欲がわいた

平成 28(2016)年度に実施した授業評価アンケートの内、授業の成果について問う設問（設問 14）の回答比率（表 3-3-1）は、学科および教養教育科目・専門教育科目別のすべての授業において、成果があったと回答した者の比率を示している。C14-1 や C14-8 に関する項目では教養・専門両方において成果として感じている学生がいる一方、C14-2 や C14-7 では教養教育科目での成果として、C14-4 や C14-9 では専門教育科目での成果として感じている学生が多いことが分かる。しかし、専攻間や学生間でかなりのばらつきがあり、特に、C14-6 の項目については学生が学修成果として授業を通しては感じ取れていないことが読み取れる。問題発見力・問題解決力の向上のための指導を今後強化していく必要がある。また、短大という性質上、C14-9 の項目については更なる向上を目指して指導しなければいけない。こうした全体を通しての学修成果についてバランスよい教育を展開していく必要がある。

また、初年次に建学の精神を学ぶ「アセンブリー・アワー I・II」および「宗教 I・II」の平成 28(2016)年度授業評価アンケートのうち、授業の成果に関する質問 3 項目（C11「あなたはこの授業のシラバスに示している到達目標に達しましたか」、C12「この授業の内容は興味深いものでしたか」、C13「この授業は、全体として良い授業であったと思いますか」）について分析した。その結果(表 3-3-2)より、すべての学部・すべての項目において、中央値 3 を超えており、一定の成果があると評価できると考えられる。

表 3-3-1 平成 28 年度学生による学修成果に関する回答比率

設問 No	音楽専攻			幼児教育専攻			全体		
	教養	専門	合計	教養	専門	合計	教養	専門	合計
C14-1	20%	30%	27%	13%	17%	16%	16%	22%	21%
C14-2	25%	7%	12%	19%	11%	13%	22%	10%	13%
C14-3	10%	24%	20%	9%	13%	12%	9%	18%	15%
C14-4	11%	26%	21%	10%	26%	23%	11%	26%	22%
C14-5	15%	21%	19%	18%	26%	24%	16%	24%	22%
C14-6	12%	14%	13%	6%	8%	7%	9%	10%	10%
C14-7	20%	5%	10%	14%	10%	11%	17%	8%	10%
C14-8	15%	8%	10%	8%	11%	11%	11%	10%	10%
C14-9	6%	5%	6%	10%	22%	19%	8%	15%	13%

表 3-3-2 平成 28 年度学生による建学の精神を学ぶ授業科目の回答平均

授業科目名	設問 No	音楽専攻	幼児教育専攻
アセンブリー・アワー I	C11	3.6	4.0
	C12	3.7	3.9
	C13	4.0	4.1
アセンブリー・アワー II	C11	3.7	4.2
	C12	3.6	4.0
	C13	3.9	4.1
宗教 I	C11	3.3	3.6
	C12	3.4	3.4
	C13	3.6	3.7
宗教 II	C11	3.5	4.3
	C12	3.5	4.1
	C13	3.7	4.1

2) 資格取得状況について

本学で取得可能な免許・資格は、平成 29(2017)年度現在、音楽専攻の日本マーチングバンド協会指導者ライセンス(1・2・3級)、幼児教育専攻の幼稚園教諭二種免許状、保育士資格である。

幼児教育専攻ではほとんどの学生が上記資格を取得しているが、音楽専攻において資格を取得する学生は卒業生の 10%に満たないのが実情である。

この背景のひとつとしては、音楽専攻の学生は併設大学の音楽学部への 3 年次編入を目指す者が多く、その目的のために実技系の科目に精励して音楽力を高めることに強い意欲を示す学生の多いことがあげられる。この資格取得率を高める仕組みをつくるのが今後の課題である。

なお、平成 24 年度から平成 28 年度までの本学における資格・免許取得状況は表 3-3-3 の通りである。音楽専攻の学生では資格取得率は高くないが、幼児教育専攻の学生は幼

幼稚園教諭二種免許状の取得率が平成 28 年度は 94%、保育士資格については 100%を達成している。

表 3-3-3 本学における資格・免許取得状況（過去 5 年間）

学部・学科	区分	H24	H25	H26	H27	H28
音楽学科 音楽専攻	卒業者数	49	50	46	34	34
	中学校二種免許状	4	4	1	3	2
	音楽療法士(2種)	9	5	3	3	1
音楽学科 幼児教育専攻	卒業者数	-	-	-	-	18
	幼稚園教諭二種免許状	-	-	-	-	17
	保育士資格	-	-	-	-	18

3) 就職状況について

平成 28(2016)年度卒業生の就職状況は、平成 29(2017)年 5 月 1 日現在、短大全体では 98%（音楽講師 2.0%、演奏家 2.0%、公務・学校・保育所（園）・幼稚園 24.0%、一般企業 2.0%、病院・福祉施設 4.0%、留学・進学他 66.0%）であった。進学も含めて 95%以上の就職率を示しており就職状況は良いといえる。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

毎学期終了時には、全科目において「授業評価アンケート」を実施し、そのアンケート結果を各担当教員にフィードバックすることで、教育方法改善を促している。また、各教員のアンケート結果を学科長が精査し、問題がある場合は教員を個々に呼び出し、直接指導を実施している。平成 28(2016)年度からは、評価の高い教員への顕彰を「FD & SD 全教職員会議」で行っている。

また、個人の評価に際して、教員全員が毎年度末に提出する「業績貢献自己報告書」には、教育に関連する評価尺度として、教育方針の妥当性、教育目標、教育内容、教育方法等を設けており、各教員はこれらの項目ごとに自己評価を行っている。「業績貢献自己報告書」は教員の年度ごとの評価に関する中心的な資料であり、これらにも基づいて評価された結果は教員全員に学科長からフィードバックされる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の主体的な学修を促すため、シラバスを平成 25(2013)年度に「高等教育研究センター」が検討・提案した様式に変更し、翌年度以降も全学教務委員会がシラバスの様式及び「シラバス作成要領」を検討・修正し、改善を図っている。その成果を検証し、工夫・改善を行う。

教育目的の達成状況を点検する方法として引き続き「授業評価アンケート」を実施するとともに、新たな目的達成の点検、評価方法の工夫の検討を行う。アンケートで得られたデータの利用についても、FD 活動の活性化の有益な指標として組織的な取り組みを進めていく。

併設大学では、平成 24(2012)年度「大学間連携共同教育推進事業（平成 28(2016)年

度終了事業)」に選定された取り組みである「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」において、学修評価の基準となるルーブリックを開発し、教員間の評価に関する認識を共有化することによって成績評価の標準化を図る試みや、到達度テストの開発等、教育目的の達成状況の点検や評価方法の工夫・開発についても研究を進めている。本学もこの研究の成果を今後の改革・改善活動に積極的に取り入れていく。

本学と併設大学の音楽学部は協働して、ルーブリックを用いた評価方法の導入について検討している。実技や演習科目が大半を占める本学では、これを用いた評価基準表を作成することで、学生の能動的な学修意欲を高め、かつ一層厳格な評価が可能になると考える。

前述の本学卒業生の採用先企業の調査を通じて、本学卒業生に対する就職先企業からの率直な評価、本学に対して求められる教育・指導の方向性、就職先企業との対話の必要性等の率直な意見が得られた。今後、こうした成果を活かし、学生の多様な要望にアドバイスができるよう、充実した就職支援内容の構築を目標に、学生のための進路・就職支援を推進する。

【基準3の自己評価】

基準3については、単位認定、卒業・修了認定ではディプロマ・ポリシーに沿った基準を明確にし、厳正に適用している。教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程編成方針が明確にされており、体系的編成や教授方法の工夫・開発も実施している。CAP制度、GPA制度、オフィス・アワーの導入、さらにシラバスの改善と予習・復習の明確化、厳格な成績評価を実施している。教育目的の達成状況の評価については、三つのポリシーを踏まえた学生の授業アンケート調査、資格取得状況、就職状況、就職先アンケート等を実施している。各教員へのこれら評価のフィードバックは、適切に精査したうえで行って、「業績貢献自己報告書」として自己評価を行っている。以上のことから基準3を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

《4-1 の視点》

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学学則に大学の意思決定における学長の役割は明記され、そのリーダーシップは明確に確立されている。

学長は大学の教育研究の全般を管理し、本学の管理運営に関する主要な会議体である運営会議、改革会議、教授会、人事教授会等において最終的な意思決定者であり、教学の責任者としての責務を果たし、適切なリーダーシップを発揮している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

主要な会議体である運営会議、改革会議、合同教学会議には学科長が構成員として出席しており、学長の補佐体制も組織的に確立されている。さらに、学科会議は学科所属教員全員を構成員とし、教授会は助教以上の教員全員を構成員として定例的に開催している。

特に教授会については本学学則第 28 条から第 33 条において、以下のように定められており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。

第 28 条 本学に教授会を置く。

第 29 条 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

②教授会に議長の補佐及び議長に事故あるとき、その代理をする副議長をおく。

③副議長は教授会の互選とし、任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

④事務局長は教授会の審議に参加することができる。

第 30 条 教授会は、学長がこれを招集する。但し、教授会を組織する者の半数以上出席しなければこれを開くことができない。

第 31 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

②教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 32 条 教授会の審議は学長の裁決によってこれを決定する。

第 33 条 教授会は必要に応じて別に特別委員会又は専門委員会を設けて審議することができる。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

平成 29(2017)年 4 月 1 日から施行された短期大学設置基準の一部改正により、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い、短期大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮することが求められている。作陽学園教職員組織規程においても「教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営をはかること」が示されている。

教学マネジメントの組織体制としての運営会議及び改革会議には事務局長、教育企画部長、経営企画部長が構成員として参加、また全学教務委員会には教育企画部の部長補佐が委員として参加しており、適正な職員の配置と役割の明確化による教学マネジメントの機能性が担保されている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の適切なリーダーシップのもと、本学の主要な会議体である運営会議、改革会議、合同教学会議、教授会での権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築する。また、主要な会議体における組織体制として、適正な教員・職員の配置と役割の明確化による教学マネジメントの機能性を維持していく。

4-2 教員の配置・職能開発等

《4-2 の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
教員の採用及び昇任等については、作陽音楽短期大学教員採用・昇格規程に基づき運用されている。教員の採用・昇任等に関する事項については、これを審議するための機

関として人事委員会が置かれ、人事教授会に提案すべき案件を審議している。人事教授会は、候補者の選考・昇任等の適否を判断し、理事長は人事教授会の報告に基づき理事会の議を経て最終決定を行う。

教員採用については、年ごとに退職などによる専門分野教員の欠落を充足する観点为中心となっているため、毎年定期的には行われていない。通常、教員の採用は公募で行うが、専門分野によっては大学の特性をより理解して教育に活かす目的から広く推薦を求めたうえで採用している。

教員の昇任等は、等級規程に定める等級基準書、及び作陽学園等級細則に定める職務要件書と昇級・昇格審査基準に従い人事委員会にて審議が行われる。昇級・昇格審査基準では、リサイタル等・論文等・その他（受賞等、社会的評価）・勤務年数の4点が業績評価点となり、更に人事評価の結果も対象となる。

本学の教員の評価体制の中心は、平成16(2004)年度から導入された人事評価制度であり、平成29(2017)年度に改訂が行われ、業績貢献自己報告書・人事評価表の書式を改定するとともに数値基準を明確にした教育職員/評価基準を導入した。全教員が、業績貢献自己報告書・人事評価表を使用して教育、学生指導支援、研究、運営管理、社会貢献、人事（役付教員のみ対象）の職務領域に関して期初に目標を設定し、期末に実績を報告することとなる。人事評価制度のもう一本の柱として、重点目標の達成度が評価の対象となる。重点目標は理事長が定める学園基本方針と、学長が定める短期大学重点目標に従い、年度毎に重点的に注力する学科目標を設定する。全教員は学科の重点目標に従い、重点目標設定用紙に各人の目標を期初に設定し、期末に実績を報告する。

目標及び実績が入力された業績貢献自己報告書・人事評価表を使用して、数値基準を明確にした教育職員/評価基準に従い狭義の人事評価が行われる。目標及び実績が入力された重点目標設定用紙を使用して、重点目標達成度評価が行われる。重点目標達成度評価は業績貢献自己報告書・人事評価表に転記され、総合評価としての人事評価が決定される。業績貢献自己報告書・人事評価表は重要な人事評価資料であり、学科長、学長が点検し、評価を決定している。この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人に還元され説明が行われる。

本学の収容定員は160人であり、平成27(2015)年度に行った専攻分離により、音楽学科音楽専攻と音楽学科幼児教育専攻が各々80人の収容定員を擁する。短期大学設置基準における短期大学全体の収容定員に応じて決める専任教員数は3人、学科の種類及び規模に応じて定める専任教員数は10人であり、合計の必要専任教員数は13人である。本学は13人の専任教員を配置しており、上記の必要専任教員数を充足している。また、教授の数は6人であり必要教授数を充足している。幼児教育専攻は保育士養成施設でもあり、指定保育士養成施設指定基準、児童福祉法施行規則に定める必要専任教員数も充足している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD及びSDに関しては、FD・SD委員会にて年度毎に計画を立案、協議の上で実行している。平成29(2017)年度のFD・SD計画における教員能力開発計画(FD)では、大学の重点目標を受けて以下の2点を推進している。

① 魅力ある授業と学園創り

魅力ある授業と学園創造に向けた教員の能力アップのために教育力向上を目指すプログラムとして、「学生の主体性を引き出し、考える力を育成する指導法等について」外部講師による講演を FD&SD 全教職員会議で開催し、授業評価アンケートの結果に依る顕彰対象教員の模範授業参観、そして併設大学の 3 学部との混成小グループでのワークショップによる振り返りと実践の取り組みを推進している。

② 休学・退学学生発生の減少

休学・退学学生発生の減少を達成するために、精神的な問題を抱える学生とその保護者を支援する知識や技能の習得を目的とした講演を FD&SD 全学教職員会議で開催することで、教員の能力アップを図る。過年度から継続的な取り組みとして教職協働にて前期と後期の初めに連続欠席学生の調査を行うと共に、抽出された学生への継続的な支援を実施している。更にすべての学生との定期的な接触を図ることで、教員と学生の向学意識を向上させ、休学や退学を未然に防止するよう努力している。

本学では更に上記 FD・SD 計画において、教職員協働・共通能力開発計画として、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、FD&SD 全教職員会議をはじめとして以下の取り組みを行っている。

① FD&SD 全教職員会議

例年 4 月、9 月及び 1 月の年 3 回実施する全教職員会議において、経営・財務状況、経営改善計画の実績・進捗等の説明会や各種講演を実施する。併設大学と共同開催であり、大学 COC 事業における教職協働の成果の発表を活用することが出来る。

② 評価者研修

例年 12 月に教職員対象者に適正評価のための人事評価者対象研修を実施し、本学人事評価に係る留意点等を説明している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度からの専攻分離は平成 28(2016)年度が完成年度であり対応を完了しているが、平成 29(2017)年度以降も学園全体として計画的な教員配置の見直しを進める。

教員の資質・能力向上については、今後も教員の研修会等を充実させ、さらなる FD 活動の充実に努める。また、教養教育を始めとして、組織として学部を横断する形での全学教務委員会・教養教育専門部会等の活動への要求が高まっており、教職協働で学生の教育に取り組む体制づくりを推し進めていく。

4-3 職員の研修

《4-3 の視点》

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能

力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

FD 及び SD に関しては、FD・SD 委員会にて年度毎に計画を立案、協議の上で実行している。平成 29(2017)年度の FD・SD 計画における職員能力開発計画（SD）では、大学の重点目標を受けて以下の二点を推進している。

① 中堅職員の能力開発

事務局或いは全学にて対応する案件において、事務局内での案件毎のリーダー及び担当者を明確にし、事務局長直接の指揮の下にリーダー及び担当者が補助金獲得や関連省庁の調査・適正対応等に向けて行動することで、企画力及び問題解決能力等の対処業務遂行に必要な能力向上を図る。本件による中堅職員のレベルアップにより、事務局全体の業務遂行能力の向上を図る。

② 学外研修

私学事業団、日本私立大学協会及び日本私立短期大学協会が主催する研修会の受講と受講後の事務局会議または部署内での報告により、業務遂行能力及び発表能力の向上を図る。

4-2-②で述べた通り、本学では更に上記 FD・SD 計画において、教職員協働・共通能力開発計画として、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、全教職員会議をはじめとした各種の取組みを行っている。

4-2-①で述べた教員の人事評価と同様に、職員も人事評価制度の対象であり、等級規程に定める等級基準書を判断基準として人事評価表を作成する。人事評価制度のもう一本の柱としての重点目標の達成度も教員同様に評価の対象となる。重点目標は理事長が定める学園基本方針に従い、事務局長が年度毎に重点的に注力する事務局目標を設定する。全職員は事務局目標に対応した各部室の重点目標に従い、目標成果管理表に各人の目標を期初に設定し、期末に実績を報告する。平成 29(2017)年度からは、更に能力開発目標を目標成果管理表にて設定する改訂を行い、継続的・自主的な能力開発を促している。

教員と同様に、人事評価表に目標成果管理表の結果が転記され、総合評価としての人事評価が決定される。人事評価表は重要な人事評価資料であり、部長、事務局長、最終的には理事長が点検し、評価を決定している。この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人に還元され説明が行われる。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年 4 月 1 日から施行された短期大学設置基準の一部改正により、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い、短期大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮することが求められていることから、教員・事務職員等の垣根を越え

た教職協働の取り組みを進めていく。

本学における FD・SD 計画はこれまでも教職協働を前提に推進してきたが、上記を踏まえた職員能力開発を一層推し進めていく。

4-4 研究支援

《4-4 の視点》

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

運営会議の管轄下に置かれている学内付属研究センターとして、演奏芸術センター、商品開発交流研究センター、仏教文化研究センター、子ども教育研究センターがあり、本学の研究活動の中核を担っている。

演奏芸術センターの歴史は昭和 41(1966)年、津山の作陽音楽大学に始まる。堤温先生の学部長時代から教員と学生がひとつになり、「音楽の街・津山」、「日本のザルツブルグ」を目指して幾多の演奏会が津山文化センターを中心に開催された。昭和 55(1980)年にパイオルガンを備えた聖徳殿が竣工した。昭和 57(1982)年に世界的指揮者の渡邊暁雄先生が学部長に就任されたのを機に、国際色も一段と豊かになり、「津山国際総合音楽祭」、「津山第九演奏会」などが産声を上げた。以来、国内外の著名な演奏家やオーケストラが本学を訪れて、学生や教員に高い次元の感動と刺激を与え、卒業生の多くが演奏家・音楽指導者として活躍する契機となった。

平成 8(1996)年の倉敷市移転に伴い、岩城宏之先生をはじめ国内外から優れた客員教授を招聘することにより、音楽的にも国際的にも飛躍した。この時期にはカーネギーホール(New York)、ヴェルディ音楽院(Milano)で演奏会も開かれ、作陽の音楽の歴史に大きな足跡を残した。平成 12(2000)年にはロシアの国立モスクワ音楽院と提携して特別演奏コースが開設され、同音楽院とほぼ同一の指導と共に、ユーリ・スレサレフ教授らの世界最高水準の演奏が本学のホールに響いている。

商品開発交流研究センターは平成 14(2002)年 4 月に設立され、公開シンポジウム、高校生商品開発コンペ、学生懸賞論文、研究セミナー等も主催してきた。センターは多くの食品・健康産業界、企業、各種行政機関、地域市民と連携し、本学が持つ教育・研究の成果を地域や産業の活力創出に貢献すると共に、商品を総合的に理解し独創的な発想のできる学生の養成を目的としている。具体的な活動内容は、①社会貢献として、食品関連企業との共同研究、受託研究、技術相談等への対応、②学生教育として、学生参画による柔軟で斬新な発想に基づく商品開発の実施、③諸行事への関わりとして、地域社会の市民等に向けた公開講座等による食文化啓発活動などである。

仏教文化研究センターは平成 17(2005)年 4 月に設置された。その目的は建学の精神の

理解促進・具現化、建学の精神に関わる行事の企画・実施、仏教文化の研究等である。これらの目的を達成するため、平成 17(2005)年に「月例集会」のテキストである「まはーやーな」を編集・刊行した。そしてほぼ毎月「月例集会」を実施し、毎年「報謝の集い」を企画・実施している。また、公開講演会や公開読書会（「歎異抄読書会」など）を開催している。さらに仏教伝道教会や他大学の仏教関係研究所等と交流している。研究に関しては「善導のリアリズムの精神とその歴史的展開」、「パラダイム・シフトの時代の悲劇を救う世界観」、「文明のダイナミズム」等の論文を発表している。

子ども教育研究センターは、併設大学の「子ども教育学部」発足 1 年前の平成 19(2007)年 4 月に開設された「子ども研究センター」を前身としている。本センターの目的は「子どもに関する基礎的・理論的研究及び実証的調査研究を行うと共に、その成果を子ども教育の実践に広く生かし、社会に貢献すること」にある。幅広い地域貢献と本学学生の資質向上を目指し様々な取り組みを行ってきたが、平成 25(2013)年度からは事業を「研修セミナーの開催」と「さくよう森の広場 どんぐりっこの開催」に焦点化し、名称も「子ども教育研究センター」と改め、それぞれの活動をこれまで以上に充実させることにした。特に、研修セミナーは「リフレッシュセミナー」と総称し、「子ども教育」の第一線で活躍されている専門家を招聘し、学生や卒業生、近隣の保育者、教師、関係機関の職員の方々と共に学び、地域の子育て支援に資している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出している。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が求められている。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要がある。

本学では、「研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図」を明確にすると共に、年 1 回のコンプライアンス教育を実施し、研究倫理に対する厳正な運用に対処している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学研究費等に関する規程に従い、教育職員の研究活動を推進する体制を整えている。当該規程にて対象となる研究は個人研究と特別研究の二つがあり、個人研究は本学常勤教員又は専任教員個人が行う学術発展の為にを行う研究、特別研究は、本学の教育改善、研究の推進上必要であると認められる研究を指す。

個人研究助成金は、上記規程と研究助成基準等に従い、期初に個人研究助成金申請書を対象の教育職員が作成・提出し学科長の確認を経て最終的には学長が決定する。承認された助成金の使用に際しては、学科長及び事務局が上記規程及び関連する規程を準用して確認の上、学長の決裁を経て執行している。期末においては、助成金を受けた教育職員は教育研究業績書及び個人研究助成金使用報告書を作成し、学科長の確認を経て最終的には学長の決裁を得ている。

特別研究は、特別学術研究と特別教育研究があり、特別研究費の助成総額は 1 会計年度ごとに別に定める額の範囲内で配分される。助成のための申請書は、学科長経由で提

出され、研究委員会において申請の内容について採否及び助成額が審議され、学長が決定する。平成 29(2017)年度においては、学長裁量経費として 30 万円の予算を確保している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成8(1996)年度に津山市から倉敷市へ移転し、今年度は22年目にあたる。研究環境は徐々に整備されてきているが、将来に備えてさらなる充実を図っていく。施設・設備の安全性確保のために点検等は慎重に行っているが、老朽化は避けられない為、施設・設備の更新も視野に入れた整備計画を策定する。一方で、教育と研究は車の両輪に例えられるように、双方の改善と向上を見据えた取り組みを実施し、コンプライアンス関連の規程等の整備も充実させる。

【基準 4 の自己評価】

基準 4 については、研究活動の中核となる学内附属研究センターの演奏芸術センター、商品開発交流研究センター、仏教文化研究センター、子ども教育研究センターにおいて、地域貢献活動に実績をあげている。これらのうち、商品開発交流研究センターを窓口として、大型スーパーマーケットとの連携による「500kcal 台のバランスメニュー」は平成 27(2015)年度に引き続き、平成 28(2016)年 3 月に第 2 巻が発刊され、食による疾病の一次予防に有用なレシピ集として利用者から好評を博している。

研究倫理に対する厳正な運用については、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿って「研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図」を明確にすると共に、年 1 回のコンプライアンス教育を実施している。

また、本学では、くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学研究費等に関する規程に従い、教育職員の研究活動を推進する体制を整えていることから基準 4 を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1 の視点》

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人作陽学園は「学校法人作陽学園寄附行為」（以下「寄附行為」）において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、経営理念及び教育理念に基づく学校教育を行うことを目的とする」としている。本学園の建学の精神は「大乘仏教に基づく豊かな人間性の涵養」であることから、「念願は人格を決定す 継続は力なり」を学是とし、学科の専門性と心豊かな人間性を併せ持つ「菩薩道を歩むプロの養成」を行っている。教育基本法及び、学校教育法を遵守し、また私学としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や、諸規程を整備して高等教育機関として社会の要請に応え得る運営を行い、建学の精神及び本学の目的実現に向けて努力している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に定める「理事会」を最高意思決定機関とし、その諮問機関としての「評議員会」を設置して経営上の重要事項に関して審議している。理事会の下に「運営会議」と「改革会議」を設置し、「運営会議」では本学園各設置校の運営に関する重要事項について、「改革会議」では主に本学の教育改革、経営改革等について理事長の諮問に応じて協議を行っている。教学部門の重要な事項は教授会の議を経て決定することとなっている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

危機管理について、様々な事例についての具体的な対策や、教職員の役割等を示した危機管理マニュアルを作成して周知している他、「危機管理に関する細則」、「作陽学園消防・防災計画」を整備している。また学生、教職員は毎年行っている防災訓練等で日頃から不測の事態に備えている。

環境保全、安全への配慮について、本学校舎は平成 8(1996)年度以降に完成した建物であり、「建築基準法」に基づいた安全対策がとられ、耐震性も基準に合致している。警備については外部の警備会社に委託し、学内の安全が保たれるよう監視を行っている。校地は全体にわたって緑化に努めており、受動喫煙防止法に基づいた分煙措置も講じている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における経営の規律と誠実性については現在問題なく維持されているが、社会情勢の変化に対応するべく、使命・目的の実現に向けてコンプライアンスの積極的な推進を図る。

5-2 理事会の機能

《5-2 の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である「理事会」は理事長のリーダーシップの下に年間 7 回（4 月、5 月、9 月、10 月、1 月、2 月、3 月）開催し、寄附行為に定めるところにより経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規程の改廃等について審議を行っている。理事の構成は 6 人以上 13 人以内とし、平成 29(2017) 年度における理事会構成員は内部理事 6 人、外部理事 3 人となっている。選任区分と定員及び選任区分ごとの現員は以下のとおりであり、適切に選任されている。

- (1) 作陽学園学園長（現員 1 人）
- (2) ぐらしき作陽大学学長、作陽音楽短期大学学長、岡山県作陽高等学校校長、ぐらしき作陽大学附属認定こども園園長のうちから理事会において専任した者（現員 1 人、大学学長、短大学長、認定こども園園長は兼任）。
- (3) 評議員のうち評議員会において選任した者 2 人以上 4 人以内（現員 3 人）。
- (4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人以上 4 人以内（現員 4 人）。

監事の定員は 2 人以上 4 人以内となっており、現在の監事の数は 2 人である。監事はほぼ毎回理事会に出席し、積極的に活発な意見を述べると共に、業務の執行状況及び財産の状況の適正性について監査を行い、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立に努めている。

また、理事会には法人と教学部門の連携を目的とし、理事長が短期大学学長を兼務しており、オブザーバーとして大学の各学部長や事務局役職者も毎回出席していることから、教学部門の意思が運営に反映できる体制が整っている。

理事会の開催日時は、前年度の 1 月に開催される理事会において理事および監事の日程も勘案の上決定している。従って理事及び監事は止むを得ない事情を除いて全ての理事会への出席が可能な体制となっている

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私学をとりまく環境は今後更に厳しくなることは明白であり、本学が機動的かつ安定的に運営を行っていくために、理事会と学内役職者は学園の永続を基本とし、経営意識を高め学園運営に努めていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5-3 の視点》

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人を代表する理事長は学長を兼任しており、運営会議、改革会議、教授会等へ毎回出席している。またこれらの会議体の構成員は、理事長、学長ら学内理事を含んでおり、法人と大学との意思疎通の場として機能し、互いが学園全体の繁栄を基として運営に取り組んでいる。

また理事長は、設置校の事務を統括管理する事務局が毎月行っている事務局会議においても、毎回出席し日常的な諸問題等も把握し、指導を行っている。

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は理事長の下に、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織が互いに独立した形態の組織となっており、教学にかかる事項は教員による会議等で、事務にかかる事項は職員による会議等で、共通する事項については教職員合同の会議体等で審議するというを基本としている。こうした体制をとることによって教学組織と事務組織は適度な緊張関係が保たれており、教学部門と事務組織の相互チェックが効率的に機能している。

監事の選任については、寄附行為第 8 条において「法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されている。職務についても寄附行為第 15 条において以下のように定めており、適切に職務を遂行している。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

監事は、監事監査規程に基づいた業務監査及び会計監査を実施し、監査報告を行っている。また、ほぼ毎回の理事会、評議員会へ出席し、日常の業務において積極的に意見

を述べている。また、平成 23(2011)年度から内部監査役を置いたことにより、内部監査結果報告を監事に行う等、双方の連携がとれる体制が整っている。

評議員会については、寄附行為第 18 条において定め、議決事項（第 20 条）、諮問事項（第 21 条）は以下のとおりである。

議決事項

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く）基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項
- (3) 合併
- (4) 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散
- (5) 残余財産の処分に関する事項
- (6) 寄附行為の変更

諮問事項

- (1) 事業計画
- (2) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (3) 寄付金の募集に関する事項
- (4) 剰余金の処分に関する事項
- (5) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、年間 3 回（5 月、10 月、3 月）開催し、主に予算、予算の補正の審議、決算及び事業の実績報告等を行っている。構成員は 19 人以上 29 人以内としている。

平成 29(2017)年度における評議員会構成員は寄附行為第 23 条に基づいて 1 号評議員 4 人、2 号評議員 6 人、3 号評議員 5 人、4 号評議員 5 人となっている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は、定期的に行われる主要な会議（運営会議、改革会議、教授会等）を学内理事と学内役職者で構成していることにより、常に意思疎通、相互チェックがとれる体制がとれている。永続的な学園運営を行っていくためのガバナンス強化は当然であるが、教職員全員が本学運営の当事者としての意識を持ってそれぞれの業務に取り組むことが、本学の特色や独自性を明確にし、健全な学園運営に繋がっていく。

5-4 財務基盤と収支

《5-4 の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 27(2015)年度から 5 ヶ年の中期計画である「学校法人作陽学園 経営改善計画」に基づき 5 ヶ年の財務計画表を策定するとともに、各財務比率の目標値を定めた。目標値及び前年度決算に伴う財務比率については、理事会にて報告し、進捗管理している。

また、理事会にて決定される予算編成方針の一つに、「学校法人作陽学園 経営改善計画」の視点に立った予算措置とすることを盛り込むとともに、毎年の編成作業においては、教職員へ再度計画を配布し、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討作業を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立に不可欠な外部資金については、経常費補助金の特別補助項目である「私立大学等改革総合支援事業」について、平成 27(2015)年度、平成 28(2016)年度と 2 年連続の採択に至った。平成 27(2015)年度からは外部資金獲得増を目指して外部資金委員会を設置し、競争的資金、受託研究等の現状の把握と今後の方向性を協議している。

また、支出管理については、目的別予算管理を実施するとともに、会計管理システムにより執行状況をリアルタイムに把握、その状況を理事会開催ごとに報告し、支出の適正管理に取り組んでいる。

結果、過去 3 年間の決算状況は、平成 26(2014)年度の帰属収支差額比率（(帰属収入-消費支出)/帰属収入）及び平成 27(2015)・28(2016)年度の経常収支差額比率（経常収支差額/経常収入）の平均が 16.9%で、高い水準を維持している。平成 28(2016)-26(2014)年度の比較においても、人件費の減少などにより、その比率は約 7%上昇した。他の財務比率も良好であり、平成 28(2016)年度決算における積立率（運用資産/要積立額）は 124%と要積立額に対する金融資産の状況も万全である。また、借入金もなく、健全な財務状況といえる。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収入の大部分を占める学生生徒納付金収入は平成 26(2014)年度から増加しているものの、入学定員未充足の状況が続いており、学園全体の入学定員充足率も平成 28(2016)年度において「学校法人作陽学園 経営改善計画」の目標値を下回っている。支出管理にも限界があることから学生数の確保に注力していく。

5-5 会計

《5-5 の視点》

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、「学校法人会計基準」及び本学園が定める経理規則等に基づいて、適正な処理を行っている。資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等の定められた計算書類の他、部門別（学部等別）の収支状況をより詳しく把握するために独自の事業活動収支計算書を作成し、部門別財務管理の資料として活用している。計算書類作成に至るまでの事務処理、予算管理については、会計管理システムを利用し適正に処理している。

また、会計処理上の不明確事項等は、その都度、会計監査人と相談して処理し、補助金に影響を及ぼす可能性のある処理区分については、特に注意を払っている。

予算については、前年度の3月までに決定する必要があることから、特に学生生徒納付金収入や人件費支出等については、予測による数値を基準として策定することとなる。また、修繕費等、想定外の支出が必要となる場合があるため、10月開催の理事会及び評議員会に補正予算案を提出し、その議を経て、補正予算を策定している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査について、私立学校振興助成法第14条による会計監査人の監査と法人役員の監事による監査を実施している。

会計監査人の監査は、毎年、監査基準に準拠した期末監査(5月)及び中間期監査(12月)をそれぞれ4日間受けている。その内容は、主に資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表、重要な会計方針及びその他の注記等の計算書類と、それらに関連する証憑書類について行われている。

監事監査における会計監査は、期末監査(5月)及び中間期監査(12月)を計2日間受け、その内容は主として会計監査人の監査結果の妥当性を判断することによって行っている。また、監事は会計監査人、内部監査部門との連絡会を年3回実施し、意見交換を行うなど、連携体制を整えている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学校法人会計基準、本学園の経理規則等に準拠して適正な会計処理を行うとともに、厳正な会計監査の実施体制整備に努める。

[基準5の自己評価]

本学は「寄附行為」および「寄附行為細則」により、建学の精神を中心とした教育理念を基に、高等教育機関としての社会的役割を果たすため、適切な学園運営に日々努力している。コンプライアンスの推進についても、「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」において理事長を中心とし、各設置校の長をコンプライアンス推進責任者として、法令順守に積極的に取り組んでいる。

また、本学管理運営体制の特徴として、教学部門と管理部門の協力体制を挙げることが出来る。本学における教学部門のほぼ全ての委員会、会議には職員が出席しており、教員と職員との円滑な意思連携と協働体制が取れている。学園運営に関わる重要な会議体においても、教員と職員が合同で組織し、教学部門と管理部門が一体となることによ

り、教員との密接なコミュニケーションと連携による協働体制を備えている。

財務についての大きな特徴は、純粋な借入金がないことである。本法人が今後も健全な財務体質を維持し、財政基盤をさらに堅固なものにするためにも、借入金利息や借入金返済の支出がないということは大きな強みである。しかし、教育研究活動の充実・強化と健全な財政の確立を図るために、収入の大部分を占める学生生徒等納付金収入の安定的な確保と、支出の大部分を占める人件費の抑制及び経費の効率的な配分による総額抑制が、経営管理の課題となることは確かである。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1 の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

平成 7(1995)年に「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要綱」を定め、「改革会議」「自己点検委員会」を中心として内部質保証のための活動を自主的・自律的に実施している。現在の体制は平成 17(2005)年に確立しており「学校法人作陽学園寄附行為細則」には、自己点検評価について以下のとおり定めている。

(点検・評価)

第 6 条 くらしき作陽大学及び作陽音楽短期大学（以下「大学」という）は、建学の精神及び大学の目的を達成するため、学校教育法の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について点検・評価を行う。

(実施方法等)

第 7 条 点検・評価の実施方法等は、現状を正確に把握・認識し、前条の目的を達成するために有効・適切なものでなければならない。

(実施体制)

第 8 条 点検・評価は、第 6 条の目的を達成するために、設置校、学部、学科等の部局にとらわれることなく、学園及び大学の実情に応じた組織において行うこととする。

(結果の公表)

第 9 条 点検・評価の結果は、第 6 条の目的を達成するために有効と認められる方法によって公表することができる。

(項目)

第 10 条 点検・評価の項目は、第 6 条の目的を達成するため有益かつ適切と認められるものでなければならない。

(期間)

第 11 条 点検・評価は、年度ごとに行う。ただし、第 6 条の目的を達成するために必要と認められる場合には、一定の期間を定めて、または、期間をあけて実施することができる。

(認証評価)

第 12 条 大学は、教育研究等の総合的な状況について認証評価機関による評価を受けるものとする。

「改革会議」は「FD・SD 委員会」も兼ねており、議長は学長・理事長、構成員は副理事長、併設大学各学部長、学科長、事務局長、事務局各部長である。改革会議の下部組織として、「自己点検委員会」、「IR 推進室」等がある。

自己点検委員会は、学長を委員長とし、委員は副理事長、併設大学各学部長、学科長、事務局長、事務局各部長と改革会議と同様のメンバーとなっている。

IR推進室のメンバーは学科、併設大学の教員および事務局職員から偏りなく任命されている。

このように本学では内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立がなされている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口の減少に伴う生き残りの時代を迎え、大学に対する社会からの要請や期待はこれからも変化していくことが推測される。本学は社会的ニーズに対応した点検・評価の観点を取り入れつつ、使命と教育目的に即した独自の自己点検・評価活動に取り組んでいる。

今後も社会からの要請に応えられるよう自己点検・評価を行い、本学教育の改善向上のための改革活動を引き続き行っていく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価は、「本学のディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを起点とする教育の質保証」と「学則に明記された本学の目的を実現するための本学全体の質保証」という本学内部の質保証のために行っている。それは当然「教育の質」と「本学全体の質」の改善・改革のための営みでもある。そしてそれらを自主的・自律的に行うための典拠が、前述した「学校法人作陽学園寄附行為細則」における自己点検・評価に関わる条項である。

本学では改革会議において毎年、前年度の自己点検項目を見直した上で新たに自己点検項目を定めている。それに添って自己点検委員会が自己点検・評価を行い、その結果は自己点検報告書として本学のホームページ上に公開している。それに加え、4年に一度は日本高等教育評価機構の定める自己点検評価項目に基づいた自己点検評価書を作成し、本学の教員及び事務職員に配付している。また、各部署から偏りなく選出されている自己点検委員会の構成員は、自己点検・評価の進捗状況等を折にふれて各部署に報告している。したがって、自己点検・評価については、その結果のみならず過程に関する情報も学内で共有している。

それだけでなく、自己点検・評価の結果は、運営会議、改革会議、幹部連絡会が、自己点検委員会と連携しながら学内の改革改善のために活用している。たとえば、自己点検・評価によって見出した課題は、本学の毎年度の基本方針に反映させている。この基本方針は理事長が定めるものであるが、各部署と各教職員は、基本方針に基づいて本学全体、学科、事務局、及び個人の重点目標を設定する。各重点目標については、FD&SD 全教職員会議においてそれぞれの取り組み方、進捗状況、及び達成状況を発表するので、自己点検・評価の結果と同様、学内で共有できる。そして重点目標達成への取り組みにより教育の質と本学全体の質の改善を図っている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の質保証に向けた自己点検・評価のための調査及びデータの収集は教育支援室などの各部署が行い、その結果は主としてIR推進室が分析している。IR推進室は、平成28(2016)年度に改革会議の下に新設した部署であり、平成23(2011)年度に設置した高等教育研究センターをIRに特化したものである。

平成28(2016)年度に実施し、平成29(2017)年度にも実施または実施予定の調査等は、授業評価アンケート（教育支援室）、学修行動調査（IR推進室）、学生生活満足度調査（教育支援室）、保護者対象アンケート（教育支援室）、卒業生対象アンケート（入試広報室）、企業対象アンケート（進路支援室）、受験生対象アンケート（入試広報室）、高校教員対象アンケート（入試広報室）、大学生基礎力レポート（教育支援室が業者に委託）、休退学調査（教授会・教育支援室）、入試選抜方法妥当性検証（入試広報室）である。

これらのうちIR推進室が分析を担当するのは、授業評価アンケート、学修行動調査、学生生活満足度調査、保護者対象アンケート、卒業生対象アンケート、企業対象アンケート、受験生対象アンケート、及び高校教員対象アンケートである。学修行動調査は、学生の学習時間や学修の実態を明らかにしようとするものである。卒業生対象アンケートでは卒業生の本学への期待や要望を問い、企業対象アンケートでは、卒業生が就職している企業に採用条件、卒業生の印象、本学の教育への要望などを尋ねた。

IR推進室が担当していない大学生基礎力レポートは全専攻（複数年）を対象として行われ、その結果は委託業者によって分析された。分析結果は学生に還元されるとともに、自己点検・評価に関わる各部署やアドバイザーに報告されている。休退学調査結果の分析は担当教員と教育支援室員が協働で行った。入試選抜方法妥当性検証の結果は入試広報室が分析した。

また、以上の調査等には含まれないが、自己点検・評価に資するものとして「教育と研究」及び「建学の精神レポート集」がある。「教育と研究」は、学長の指示により各教員の年度ごとの教育・研究の成果等をまとめた年次報告書である（平成28(2016)年度版は未刊）。「建学の精神レポート集」は、理事長が提示したテーマについて全教職員が執筆した建学の精神に関するレポートを冊子にまとめたものであり、毎年発刊している。「建学の精神レポート集」により教職員は建学の精神についての理解を相互に学ぶことができる。そのみならず、建学の精神に関するレポートの執筆は、教職員一人ひとりが本学構成員としての自身の姿勢を自己点検・評価する機会でもある。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口の減少に伴う厳しい生存競争の時代を迎え、学生の質が多様化しつつある今日、大学への期待や要請は刻々変化している。そのような状況下で本学が使命を果たすためには、本学に何が求められており、それに応えるには何が必要かと問い続けなければならない。そのため、既成の基準や視点で自己点検・評価するだけでなく、本学独自の基準や視点による自己点検・評価が必要である。よって、そのような基準や視点を見いだすための検討を行っていく。

それに関連することであるが、実施する調査等の要否は、それを検討し続け、調査等の新設、継続、廃止の判断を定期的に下す必要がある。その検討は IR 推進室等が担う。また、「教育と研究」の発刊を含めた、分析結果の共有と公表の仕方には議論の余地がある。それらも検討する。

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、専攻過程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学の自己点検・評価の実施機関である自己点検委員会は、理事長（学園長・学長）・副理事長（副学園長）・各学部長・短大学科長・事務局幹部等から構成される「改革会議」の下に設けられている。「改革会議」は毎年度の活動計画を決定し（Plan）、評価項目の見直し等を行った後、学科及び事務局における職務や教育研究活動等として実施（Do）され、その活動点検（Check）は、下記に述べるような手続きで「自己点検委員会」において実施される。活動の結果に関しては、改革会議に逐次報告され、課題がある場合は適宜対応し、改善や規程の見直し等を実施している（Action）。

なお、各年度の活動計画を推進するための「自己点検委員会」における具体的な活動は以下のとおりである。

- ①現状の課題：当該年度初期に設定する。（前年度からの継続実施事項を含む）
- ②改善に向けた方策：当該年度初期に設定し、以降状況に応じ適宜追加する。
- ③実施状況：推進部署等において、当該年度中に活動状況を記録する。
- ④自己点検委員会を適宜開催し、②③について確認するとともに推進・修正を行う。
- ⑤当該年度に達成できなかった事項を、次年度の継続取組事項として引き継ぐ。

上記①～⑤のサイクルを毎年繰り返すことにより、常時進捗を確認しながら自己点検・評価活動を推進している。この目標による管理や自己点検・評価活動は PDCA のサイクルを意図したものであり、本学には定着した制度となっている。

こうした、自己点検委員会による自己点検の他に、本学では年度単位の重点目標の達成に向けての PDCA サイクルと教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルも並行して展開している。

年度単位の重点目標達成に向けた PDCA サイクルは、毎年度の重点目標の基となる年度の基本方針を「改革会議」の審議を経て、理事会で決定して (Plan)、この基本方針に基づいて、学科や事務局、事務局各部署が重点目標を設定し (Plan)、更に教職員がその所属する部門の目標達成に寄与する個人の目標を設定する (Plan) ことから始まる。各部門の長及び、個々の教職員は、この目標達成に向けて行動し (Do)、各部門は FD & SD 全教職員会議において、年 2 回その達成状況について中間報告及び結果報告を行う (Check)。

個々の教職員は年度末にその成果を自己評価するとともに、上司の評価を受ける (Check)。各部門や個々の教職員はこの自己評価や上司の評価のフィードバックに基づき新たな課題に取り組む (Action)。

また、教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルは、教員の 1 年を単位とした教育と研究の成果と自己評価を業績貢献自己報告書としてまとめる。

この業績貢献自己報告書は「教育」、「学生支援」、「研究 (演奏を含む)」、「管理運営」、「社会貢献」、「人事」に関する職務領域について記載する欄を設けている。教員はそれぞれの職務領域での目標を設定し (Plan)、1 年間の活動 (Do) の結果を報告するとともに、「自己評価」を記載 (Check) する。この自己評価に基づき次年度教育・研究活動の改善・改革を行う (Action) という制度である。

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

現在の「自己点検委員会」における活動は、前年度の改革活動に関する情報を収集・検証し、それを踏まえて、今後の改善や改革のあり方等を検討し推進することを中心としている。

今後、改革活動を PDCA サイクルに対応してより積極的に展開するために、これまでの活動はもとより、「理事会」、「運営会議」、「改革会議」等の主要な会議や、「教授会」、「IR 推進室」等から問題提起された諸課題や改革案について「自己点検委員会」において積極的に検討を行い「改革会議」へ提案し推進する体制をとることによって、自ら委員として自己点検の役割を担う教職員の意識の向上や、問題点を把握することによる自発的な改善に繋げていく。

【基準 6 の自己評価】

本学の自己点検・評価活動における特長は、大学としての自己点検・評価に基づく PDCA サイクルに併せて、教職員個人の目標設定による PDCA サイクルや、教員個人の教育・研究に関する PDCA のサイクルを制度として設け、更にこの個人の PDCA サイクルが常に「建学の精神にかえる」ことを主軸として回転するよう意図している点である。このことが、私立大学としての存在意義の確認と教職員の改善・改革意識を醸成する上で有形無形の効果を上げており、本学の自己点検・評価体制は有効に機能している。